



# 川崎市環境影響評価等技術指針

## 資料編

川 崎 市



## < 目 次 >

### 資料編

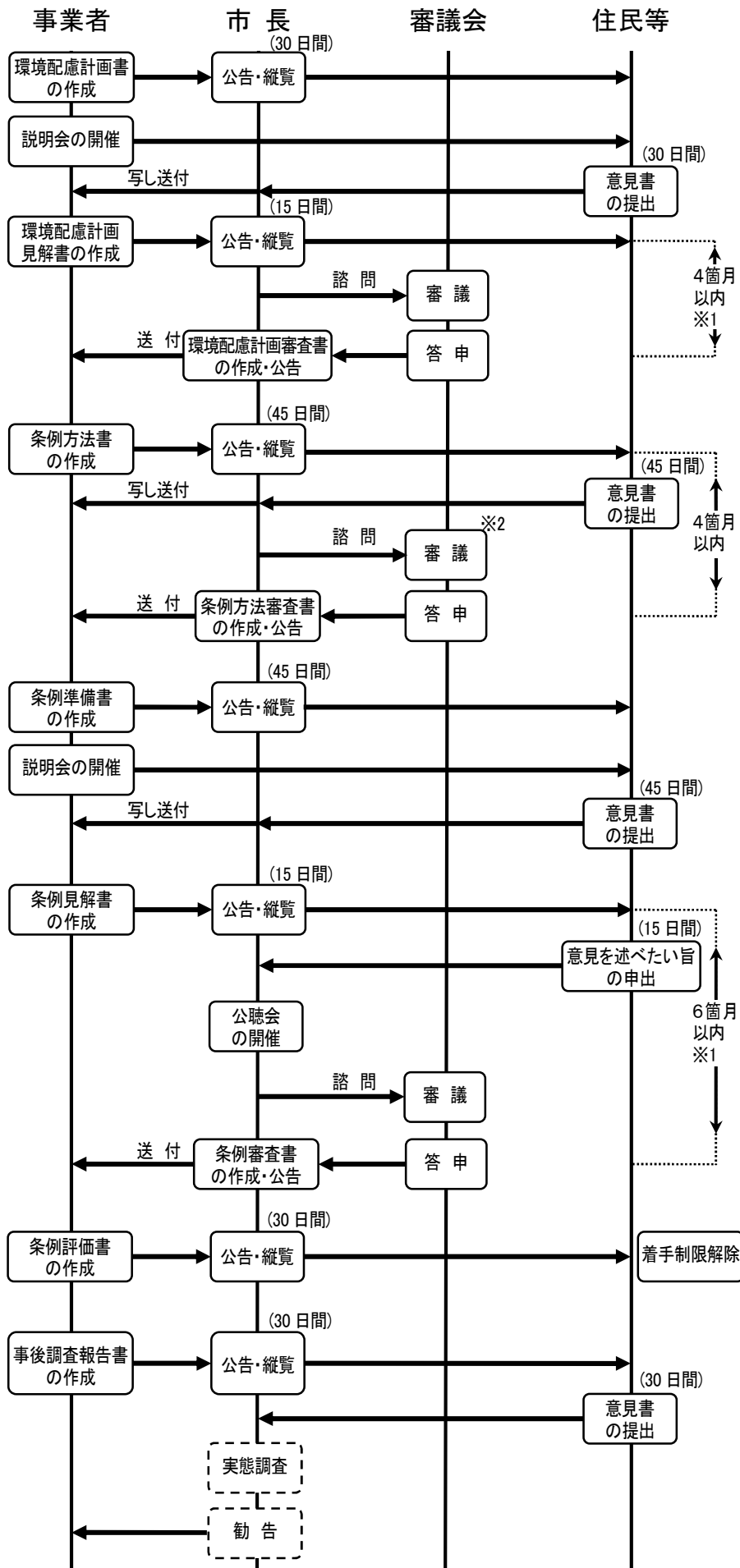
第1種行為、第2種行為、第3種行為の手続の流れ .....	1
川崎市環境影響評価に関する条例及び同条例施行規則 .....	5
地域環境管理計画 .....	73
補足資料 .....	89
1 基本計画策定段階における環境配慮の例 .....	89
2 環境配慮項目に関する措置の例 .....	95



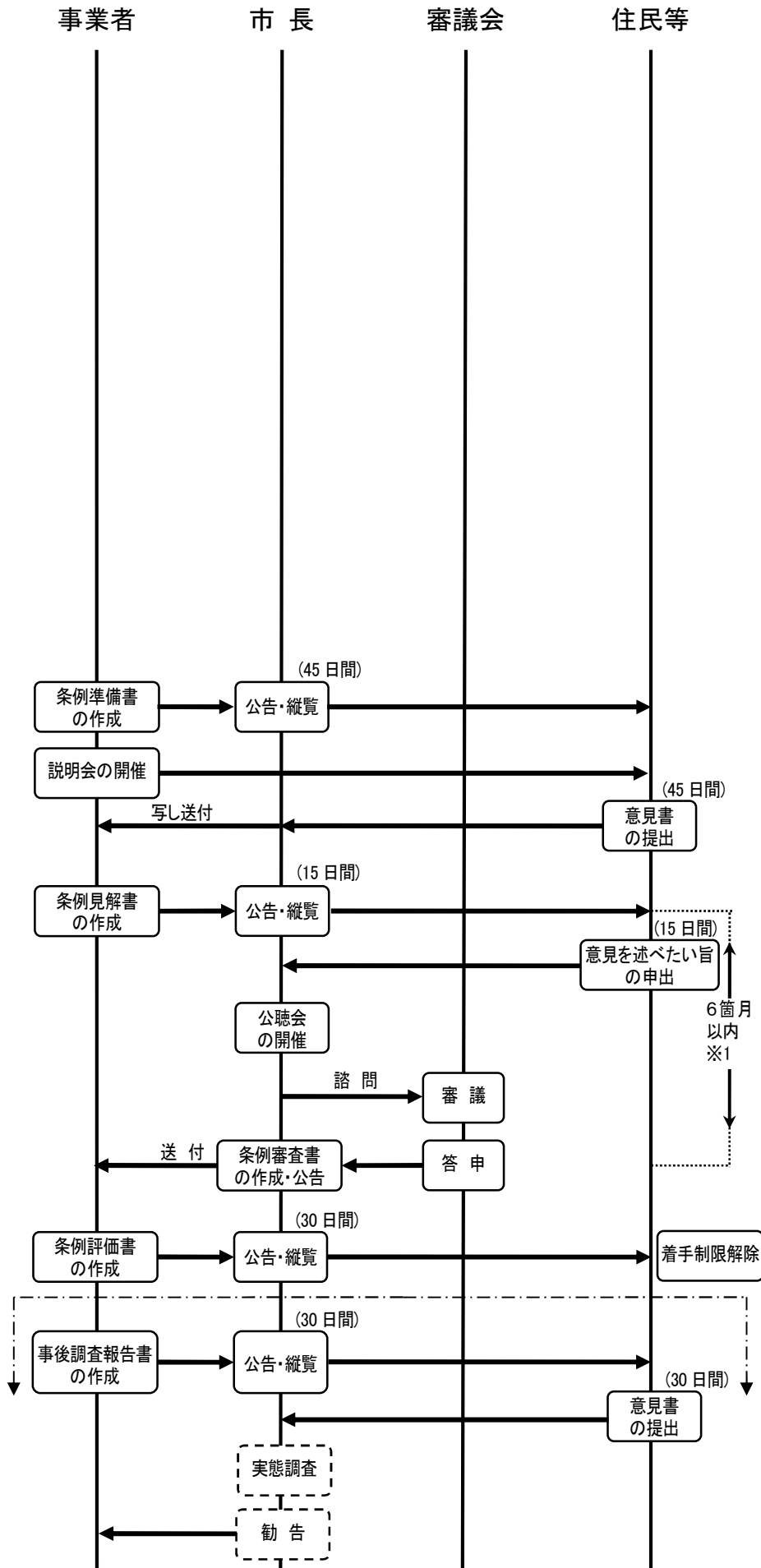
第1種行為、第2種行為、第3種行為の手の続の流れ



# 第1種行為の手続

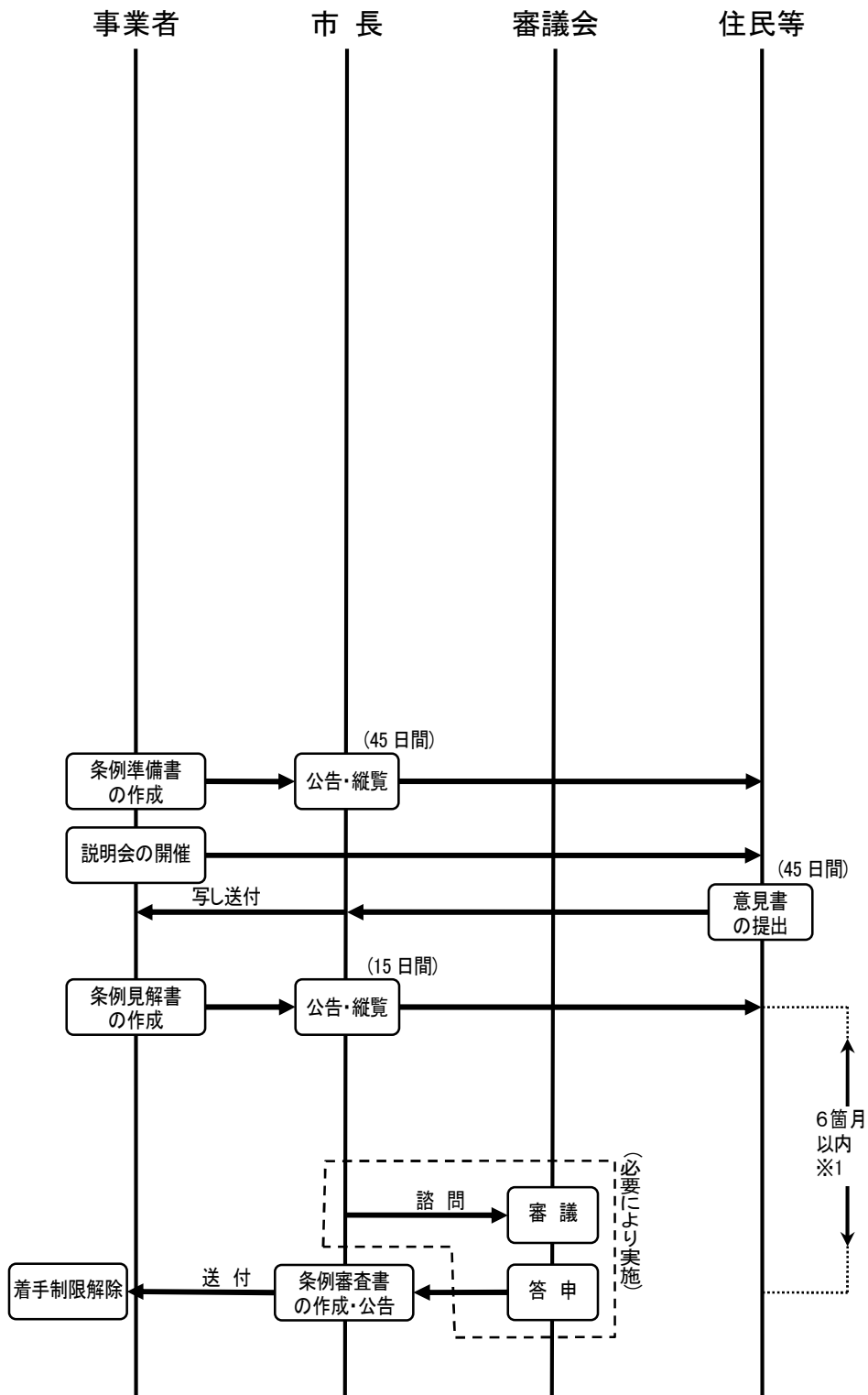


## 第2種行為の手続





### 第3種行為の手續



凡例	※1	意見書の提出がない場合は、環境配慮計画書又は条例(法対象条例)準備書の縦覧終了日の翌日から起算します。
	※2	環境配慮計画審査書の内容により、審議会の意見を聴くことを要しない場合があります。
	[---]	必要により実施します。
	-----	技術指針によります。



# 川崎市環境影響評価に関する条例及び同条例施行規則



○川崎市環境影響評価に関する条例 (平成 11 年 12 月 24 日条例第 48 号)	○川崎市環境影響評価に関する条例施行規則 (平成 12 年 9 月 5 日規則第 106 号)
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条～第 5 条)</p> <p>第 2 章 地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針 (第 6 条・第 7 条)</p> <p>第 3 章 指定開発行為に係る環境影響評価等に関する手続</p> <p>第 1 節 計画段階における環境配慮計画書に関する手続 (第 8 条～第 8 条の 10)</p> <p>第 2 節 指定開発行為に係る届出 (第 9 条)</p> <p>第 3 節 条例環境影響評価方法書の作成等 (第 10 条～第 15 条)</p> <p>第 4 節 環境影響評価項目等の選定 (第 16 条・第 17 条)</p> <p>第 5 節 条例環境影響評価準備書の作成等 (第 18 条～第 23 条)</p> <p>第 6 節 条例環境影響評価準備書に係る審査 (第 24 条・第 25 条)</p> <p>第 7 節 条例環境影響評価書の作成等 (第 26 条・第 27 条)</p> <p>第 8 節 条例環境影響評価方法書等の変更 (第 28 条)</p> <p>第 9 節 指定開発行為の廃止の届出等 (第 29 条・第 30 条)</p> <p>第 10 節 指定開発行為の着手の制限等 (第 31 条～第 33 条)</p> <p>第 11 節 指定開発行為に係る事後調査に関する手続 (第 34 条～第 39 条)</p> <p>第 12 節 指定開発行為に係る手続の併合等 (第 40 条・第 41 条)</p> <p>第 4 章 法対象事業に係る環境影響評価等に関する手続</p> <p>第 1 節 法対象事業に係る市長意見の作成等 (第 42 条～第 46 条)</p> <p>第 2 節 地域環境管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価に関する手続等 (第 47 条～第 70 条)</p> <p>第 3 節 法対象事業に係る事後調査の実施等 (第 71 条)</p> <p>第 5 章 指定開発行為等に該当しない事業に対する措置等 (第 72 条～第 74 条)</p> <p>第 6 章 環境影響評価審議会 (第 75 条)</p> <p>第 7 章 雑則 (第 76 条～第 80 条)</p> <p>第 8 章 罰則 (第 81 条～第 83 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う者が、その事業の実施に際しあらかじめ環境影響評価を行うこと、事業の着手後に事後調査を行うこと等が環境の保全</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条)</p> <p>第 2 章 管理計画及び技術指針の公表 (第 5 条・第 6 条)</p> <p>第 3 章 指定開発行為に係る環境影響評価等</p> <p>第 1 節 環境配慮計画書 (第 7 条～第 8 条の 8)</p> <p>第 2 節 指定開発行為に係る環境影響評価 (第 9 条～第 37 条)</p> <p>第 3 節 指定開発行為に係る事後調査 (第 38 条～第 42 条)</p> <p>第 4 節 指定開発行為に係る手続の併合 (第 43 条)</p> <p>第 4 章 法対象事業に係る環境影響評価等</p> <p>第 1 節 法対象事業に係る市長意見の作成等 (第 44 条～第 48 条)</p> <p>第 2 節 管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価 (第 49 条～第 68 条)</p> <p>第 3 節 法対象事業に係る事後調査 (第 69 条)</p> <p>第 5 章 指定開発行為等に該当しない事業 (第 70 条～第 72 条)</p> <p>第 6 章 環境影響評価審議会 (第 73 条～第 80 条)</p> <p>第 7 章 雑則 (第 81 条～第 84 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、川崎市環境影響評価に関する条例 (平成 11 年川崎市条例第 48 号。以下「条例」という。) の実施のため必要な事項を定めるものとする。</p>

上重要であることにかんがみ、環境影響評価、事後調査等について本市等の責務を明らかにするとともに、環境影響評価、事後調査等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって良好な環境の保全及び創造を図り、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が大气、水、土、生物等の環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいい、事業についての代替案が存在する場合の当該代替案に係る環境影響と比較検討することを含む。

(2) 指定開発行為 別表に掲げる事業の種類に該当するもので、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業として規則で定めるものをいい、次により第1種行為、第2種行為及び第3種行為に区分する。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。

ア 第1種行為 指定開発行為のうち、事業の種類、規模等により環境に特に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。

イ 第2種行為 指定開発行為のうち、事業の種類、規模等により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

ウ 第3種行為 指定開発行為のうち、第2種行為に準ずるものとして規則で定めるものをいう。

(3) 指定開発行為者 指定開発行為を実施する者をいう。

(規則で定める事業)

第2条 条例別表第15号の規則で定める事業は、大規模建築物の新設とする。

(指定開発行為)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

2 条例第2条第2号アの規則で定める事業は、指定開発行為であって、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類（第2欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとに、それぞれ同表の第3欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

3 条例第2条第2号イの規則で定める事業は、指定開発行為であって、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類（第2欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

4 条例第2条第2号ウの規則で定める事業は、指定開発行為であって、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類（第2欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとに、それぞれ同表の第5欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

- (4) 法対象事業者 法対象事業を実施する者をいう。
- (5) 事後調査 事業が及ぼす環境影響を把握するため、当該事業の施行中又は完了後に行う調査をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例に規定する環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、事業者に対し、必要な指導、助言、情報の提供その他の措置を講じなければならない。

- 2 市は、環境影響評価、事後調査等に関する手法の調査及び研究、技術者の養成等の措置を講ずるとともに、地域の環境に関する情報の収集、分析等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者は、事業の実施に際し、この条例の趣旨にのっとり、事業の計画を立案する段階から環境への配慮を行うとともに、あらかじめ、事業の実施が環境に及ぼす影響を十分に調査し、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

- 2 指定開発行為者及び法対象事業者は、その責任と負担において、この条例の定めるところにより、事業の実施に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例で定める環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう手続の実施に協力しなければならない。

## 第2章 地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針

(地域環境管理計画)

第6条 市長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本的な指針として、地域環境管理計画（以下「管理計画」という。）を策定するものとする。

- 2 管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像
  - (2) 計画段階における配慮を要する環境要素の項目
  - (3) 環境影響評価に係る項目（以下「環境影響評価項目」という。）及び当該項目ごとに示す地域別環境保全水準
  - (4) その他望ましい地域環境像の実現のため

(環境影響評価の実施時期)

第4条 環境影響評価は、事業を実施する区域、事業の規模等事業の基本的な事項に関する計画が確定した後に実施するものとする。

## 第2章 管理計画及び技術指針の公表

(管理計画の公表)

第5条 条例第6条第4項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

の環境影響評価等に関し必要な事項

- 3 市長は、管理計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、管理計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(環境影響評価等技術指針)

第7条 市長は、環境影響評価、事後調査等の適切な実施に資するため、次の事項について環境影響評価等技術指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

- (1) 計画段階における配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果に関する事項
  - (2) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価に関する事項
  - (3) 環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目(以下「環境配慮項目」という。)に関する事項
  - (4) 事後調査に関する事項
  - (5) その他環境影響評価、事後調査等の実施に関し必要な事項
- 2 市長は、技術指針について、科学的な知見等により常に適切な判断を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
  - 3 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。
  - 4 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

### 第3章 指定開発行為に係る環境影響評価等に関する手続

#### 第1節 計画段階における環境配慮計画書に関する手続

(環境配慮計画書の作成等)

第8条 第1種行為を実施しようとする者又は法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者(法第3条の10に規定する手続を行った者を除く。)のうち、市、国、他の地方公共団体及び規則で定める者並びにこれらの者以外の者で規則で定める事業を行おうとするもの(以下「環境配慮計画策定者」という。)は、技術指針で定める時期までに、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項について記載した書類(以下「環境配慮計画書」という。)及び

(技術指針の公表)

第6条 条例第7条第4項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

### 第3章 指定開発行為に係る環境影響評価等

#### 第1節 環境配慮計画書

(環境配慮計画書の作成を要する者等)

第7条 条例第8条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)
- (2) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)

2 条例第8条の規則で定める事業は、第1種行為のうち、次に掲げる事業の種類に該当する事



その電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画の名称及び種類
- (3) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域
- (4) 事業計画の目的及び内容
- (5) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域及びその周辺地域の環境の特性
- (6) 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (7) その他規則で定める事項

(環境配慮計画書の公告及び縦覧等)

第8条の2 市長は、環境配慮計画書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該環境配慮計画書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画書をインターネットの利用により公表するものとする。

(環境配慮計画書の説明会の開催等)

第8条の3 環境配慮計画策定者は、前条の縦覧期間内に、環境配慮計画書の周知を図る必要があると認められる地域（以下「環境配慮計画書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催により、環境配慮計画書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該環境配慮計画策定者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

2 環境配慮計画策定者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

業とする。

- (1) 発電事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号の発電事業をいう。）の用に供することを主たる目的とする電気工作物（同項第18号の電気工作物をいう。以下同じ。）の新設
  - (2) 鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道をいう。以下同じ。）若しくは軌道（軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道をいう。以下同じ。）の新設又は線路の改良
  - (3) 道路の新設又は車線の増設
- 3 条例第8条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業の実施に当たり、法令の規定により許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされている場合は、当該許認可等の種類
  - (2) 計画段階における環境影響の調査、予測及び評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合であって、委託される者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(環境配慮計画書の公告事項)

第8条 条例第8条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画の名称及び種類
- (3) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域
- (4) 事業計画の目的及び内容
- (5) 環境配慮計画書の要旨
- (6) 環境配慮計画書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(環境配慮計画書の説明会の開催の対象となる範囲等)

第8条の2 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 環境配慮計画書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
- (2) 環境配慮計画書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

2 条例第8条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の名称
- (2) 事業計画の名称
- (3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者

<p>らない。</p> <p>(環境配慮計画書についての意見書の提出等)  第8条の4 環境配慮計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の2の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを環境配慮計画策定者に送付するものとする。</p> <p>(環境配慮計画見解書の提出等)  第8条の5 環境配慮計画策定者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、同条第1項の意見の概要及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解を記載した書類(以下「環境配慮計画見解書」という。)及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、環境配慮計画見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して15日間、当該環境配慮計画見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画見解書をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>(環境配慮計画審査書の作成等)  第8条の6 市長は、環境配慮計画書について環境の保全の見地から審査し、環境配慮計画審査書を作成するものとする。</p> <p>2 市長は、環境配慮計画審査書を作成しようとするときは、第8条の4第1項の意見書及び前条第1項の環境配慮計画見解書について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、環境配慮計画書その他の規則で定めるものを提出するものとする。</p> <p>4 市長は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌</p>	<p>(4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲</p> <p>3 条例第8条の3第1項の規定による届出をしようとする者は、環境配慮計画書の説明会の開催届(第1号様式)に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>4 条例第8条の3第2項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、環境配慮計画書の説明会の開催結果報告書(第1号様式の2)によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 説明会での意見の概要  (2) 説明会での意見に対する環境配慮計画策定者の見解</p> <p>(環境配慮計画書についての意見書の記載事項)  第8条の3 条例第8条の4第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  (2) 事業計画の名称  (3) 環境配慮計画書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>(環境配慮計画見解書の公告事項)  第8条の4 条例第8条の5第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  (2) 事業計画の名称  (3) 環境配慮計画見解書の要旨  (4) 環境配慮計画見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間</p> <p>(環境配慮計画書に関する環境影響評価審議会への提出書類)  第8条の5 条例第8条の6第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 環境配慮計画書  (2) 第8条の2第4項各号に掲げる事項を記載した書類  (3) 環境配慮計画見解書  (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(環境配慮計画審査書の作成期間)  第8条の6 条例第8条の6第4項の規則で定める期間は、4箇月とする。</p> <p>2 市長は、条例第8条の2又は条例第8条の5第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して</p>
---	--

日から起算して規則で定める期間内に、環境配慮計画審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第8条の4第1項の意見書の提出がなかった場合においては、第8条の2の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(環境配慮計画審査書の公告等)

第8条の7 市長は、環境配慮計画審査書を作成したときは、当該環境配慮計画審査書を環境配慮計画策定者に送付するとともに、これを公告するものとする。

2 環境配慮計画策定者は、前項の規定により送付を受けた環境配慮計画審査書を尊重し、第10条に規定する条例方法書若しくは第18条第1項に規定する条例準備書又は第48条に規定する法対象条例方法書を作成しなければならない。

(事業計画の廃止の届出等)

第8条の8 環境配慮計画策定者は、環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、当該環境配慮計画書に係る事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。

(環境配慮計画策定者の変更の届出)

第8条の9 環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、相続、合併その他の理由により環境配慮計画策定者に変更があったときは、変更後の環境配慮計画策定者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、変更前の環境配慮計画策定者が行った手続等は変更後の環境配慮計画策定者が行ったものと、変更前の環境配慮計画策定者について行われた手続等は変更後の環境配慮計画策定者について行われたものとみなす。

(自主的な環境配慮計画書に関する手続)

第8条の10 第1種行為を実施しようとする者(環境配慮計画策定者を除く。)は、当該第1種行為の実施に際し、あらかじめ、環境配慮計画書に関する手続を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

2 第8条から前条までの規定は、前項の規定による環境配慮計画書に関する手続に準用する。

第2節 指定開発行為に係る届出

4箇月以内に環境配慮計画審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を環境配慮計画策定者に通知するものとする。

(事業計画の廃止の届出)

第8条の7 条例第8条の8第1項の規定による届出をしようとする者は、事業計画廃止届(第1号様式の3)を市長に提出しなければならない。

(環境配慮計画策定者の変更の届出)

第8条の8 条例第8条の9第1項の規定による届出をしようとする者は、環境配慮計画策定者変更届(第1号様式の4)を市長に提出しなければならない。

第2節 指定開発行為に係る環境影響評価

(指定開発行為に係る届出)

- 第9条 指定開発行為者は、指定開発行為を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項について市長に届け出なければならない。
- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 指定開発行為の名称及び種類
  - (3) 指定開発行為の目的及び内容
  - (4) その他規則で定める事項
- 2 指定開発行為者は、前項に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、これらの変更事項等について市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による第1項第1号に係る届出があったときは、次条の条例環境影響評価方法書、第18条第1項の条例環境影響評価準備書又は第26条の条例環境影響評価書に記載された同号の内容に該当する事項が変更されたものとみなし、第28条第1項の規定は適用しない。
- 4 前項の規定は、第30条第1項の規定による届出があった場合について準用する。

### 第3節 条例環境影響評価方法書の作成等

(条例方法書の作成等)

- 第10条 第1種行為を実施する者(以下「第1種行為者」という。)は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項(環境配慮計画策定者(第8条の10第1項の規定による申出に係る環境配慮計画書に関する手続を行った者を含む。以下この条及び第18条第1項第1号において同じ。)以外の者にあつては、第5号及び第6号を除く。)について記載した条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)及びその電磁的記録を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。
- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 指定開発行為の名称及び種類
  - (3) 指定開発行為を実施する区域
  - (4) 指定開発行為の目的及び内容
  - (5) 第8条第6号に掲げる事項
  - (6) 環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解
  - (7) 指定開発行為を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性
  - (8) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法
  - (9) その他規則で定める事項

(指定開発行為に係る届出)

- 第9条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為実施届(第1号様式の5)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第9条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 指定開発行為を実施する区域
  - (2) 指定開発行為の施行期間
  - (3) 工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 条例第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(条例方法書の記載事項)

- 第10条 条例第10条第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(条例第18条第1項第1号の規定が適用される場合は、第2号及び第3号を除く。)とする。
- (1) 指定開発行為の実施に当たり、許認可等を要することとされている場合は、当該許認可等の種類
  - (2) 環境配慮項目に関する事項
  - (3) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合であつて、委託される者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(条例方法書の公告及び縦覧等)

第11条 市長は、条例方法書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例方法書をインターネットの利用により公表するものとする。

(条例方法書の周知等)

第12条 第1種行為者は、前条の縦覧期間内に、条例方法書の周知を図る必要があると認められる地域(以下「条例方法書関係地域」という。)内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、その内容について周知を図らなければならない。この場合において、当該第1種行為者は、あらかじめ、周知のための方法その他の規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

(条例方法書についての意見書の提出等)

第13条 条例方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第11条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。  
2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを第1種行為者に送付するものとする。

(条例方法審査書の作成等)

第14条 市長は、条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該条例方法書についての市長の意見を記載した書類(以下「条例方法審査書」という。)を作成するものとする。  
2 市長は、条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第1項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。  
3 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条(第8条の10第2項において準用する場合を含む。)

(条例方法書の公告事項)

第11条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(2) 指定開発行為の名称及び種類  
(3) 指定開発行為を実施する区域  
(4) 指定開発行為の目的及び内容  
(5) 指定開発行為の施行期間  
(6) 条例方法書の要旨  
(7) 条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(条例方法書の周知を図る範囲等)

第12条 条例第12条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。  
(1) 条例方法書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者  
(2) 条例方法書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体  
2 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(2) 指定開発行為の名称  
(3) 周知のための方法  
(4) 周知を図る範囲  
(5) 周知を図る期間  
3 条例第12条の規定による届出をしようとする者は、条例方法書周知届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(条例方法書についての意見書の記載事項)

第13条 条例第13条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(2) 指定開発行為の名称  
(3) 条例方法書についての環境の保全の見地からの意見

(条例第14条第3項の規則で定める場合)

第13条の2 条例第14条第3項の規則で定める場合は、条例第10条第8号の内容が条例第14条第3項の規定による環境配慮計画書に記載された同号に掲げる事項に相当する事項の内容と異なっているものとして、同条第2項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことが適当と市長が認めた場合とする。

(条例方法審査書の作成期間)

第14条 条例第14条第5項の規則で定める期間

の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第10条第8号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、前項の規定による川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことを要しない。

- 4 市長は、条例方法審査書を作成するに当たり、第1種行為者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 市長は、第11条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。

(条例方法審査書の公告等)

第15条 市長は、条例方法審査書を作成したときは、当該条例方法審査書を第1種行為者に送付するとともに、これを公告するものとする。

#### 第4節 環境影響評価項目等の選定

(第1種行為に係る環境影響評価項目等の選定)

第16条 第1種行為者は、条例方法審査書の送付を受けたときは、当該条例方法審査書を尊重し、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定しなければならない。

(第2種行為及び第3種行為に係る環境影響評価項目等の選定)

第17条 第2種行為を実施する者(以下「第2種行為者」という。)及び第3種行為を実施する者(以下「第3種行為者」という。)は、管理計画及び技術指針に基づき、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定しなければならない。

#### 第5節 条例環境影響評価準備書の作成等

(条例準備書の作成等)

第18条 指定開発行為者は、前2条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項(第2種行為者にあつては第2号及び第3号を、第3種行為者にあつては第2号、第3号及び第7号を除く。)について記載した条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)並びにこれらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第10条各号に掲げる事項(環境配慮計画策定者以外の者にあつては、同条第5号及び第6号を除く。)。ただし、条例方法審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項

は、4箇月とする。

- 2 市長は、条例第11条の公告の日から起算して4箇月以内に条例方法審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を指定開発行為者に通知するものとする。

(条例準備書の記載事項)

第15条 条例第18条第1項第8号の規則で定める事項は、環境影響評価の結果の概要とする。

若しくは第30条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。

- (2) 第13条第1項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解
- (3) 条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解
- (4) 環境影響評価の結果（当該結果に至った検討の経過を含む。）
- (5) 環境配慮項目に関する事項
- (6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) 事後調査の実施計画に関する事項。ただし、第2種行為者にあっては、技術指針により事後調査を行うこととされる場合に限る。
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定による条例準備書等の提出は、第2種行為者及び第3種行為者にあっては、第9条第1項の規定による届出とともに行わなければならない。

（条例準備書の公告及び縦覧等）

第19条 市長は、条例準備書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表するものとする。

（条例準備書の説明会の開催等）

第20条 指定開発行為者は、前条の縦覧期間内に、当該指定開発行為が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域（以下「条例準備書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者（以下「条例準備書関係住民」という。）に対し、説明会の開催により、条例準備書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該指定開発行為者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

2 指定開発行為者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

（条例準備書の公告事項）

第16条 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 指定開発行為を実施する区域
- (4) 指定開発行為の目的及び内容
- (5) 指定開発行為の施行期間
- (6) 条例準備書の要旨
- (7) 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

（条例準備書の説明会の開催の対象となる範囲等）

第17条 条例第20条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
- (2) 条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称
- (3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者
- (4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲

<p>(条例準備書についての意見書の提出等)</p> <p>第 21 条 条例準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 19 条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。</p> <p>2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを指定開発行為者に送付するものとする。</p> <p>(条例見解書の提出等)</p> <p>第 22 条 指定開発行為者は、前条第 2 項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、同条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての指定開発行為者の見解を記載した書類（以下「条例見解書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 15 日間、当該条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例見解書をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>(条例公聴会の開催)</p> <p>第 23 条 第 1 種行為又は第 2 種行為に係る条例準備書関係住民は、市長に対し、前条第 2 項の縦覧期間内に、条例準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」という。）において意見を述べたい旨を申し出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催するものとする。</p> <p>3 第 1 項の第 1 種行為又は第 2 種行為に係る指定開発行為者は、市長の求めに応じ、条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。</p> <p>4 市長は、条例公聴会の終了後、当該条例公聴会の記録を作成するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 条例第 20 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、条例準備書の説明会の開催届（第 4 号様式）に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>4 条例第 20 条第 2 項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、条例準備書の説明会の開催結果報告書（第 5 号様式）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 説明会での意見の概要</p> <p>(2) 説明会での意見に対する指定開発行為者の見解</p> <p>(条例準備書についての意見書の記載事項)</p> <p>第 18 条 条例第 21 条第 1 項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 条例準備書についての環境の保全の見地からの意見</p> <p>(条例見解書の公告事項)</p> <p>第 19 条 条例第 22 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 条例見解書の要旨</p> <p>(4) 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間</p> <p>(条例公聴会において意見を述べたい旨の申出)</p> <p>第 20 条 条例第 23 条第 1 項の規定により条例公聴会において意見を述べたい旨を申し出ようとする者は、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定開発行為の名称</p> <p>(3) 申出の理由及び意見の要旨</p> <p>(条例公聴会の開催の公告)</p> <p>第 21 条 市長は、条例第 23 条第 2 項の規定により条例公聴会を開催しようとするときは、開催日の 14 日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1) 指定開発行為の名称</p> <p>(2) 開催の日時及び場所</p>
--	---



(3) 意見を聴こうとする事項

第22条 削除

(公述人の選定)

第23条 市長は、条例公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、条例第23条第1項の規定により申し出た者のうちから、条例公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定することができる。この場合において、公述人の選定については、公平かつ適正に行うものとする。

2 市長は、前項の規定により公述人を選定したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(公述時間の設定)

第24条 市長は、条例公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、あらかじめ公述時間を設定することができる。この場合において、公述時間の設定については、公平かつ適正に行うものとする。

2 市長は、前項の規定により公述時間を設定したときは、設定した公述時間を公述人に通知するものとする。

(参考人の出席)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、条例公聴会に参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(条例公聴会の取りやめの公告)

第26条 市長は、災害その他やむを得ない理由により条例公聴会を開催することができないとき、又は開催しないときは、その旨を公告するものとする。

(条例公聴会の議長)

第27条 条例公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

2 議長は、条例公聴会が円滑に進められるよう会議を総括する。

3 議長は、公述人が次条の規定に違反して陳述したとき、又は不穏当な言動をしたときは、その陳述を禁止し、又は退場を命ずることができる。

4 議長は、条例公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者の退場を命ずることができる。

5 前3項に規定するもののほか、議長は、条例公聴会の運営に関して必要な措置をとることができる。

第6節 条例環境影響評価準備書に係る  
審査

(条例審査書の作成等)

第24条 市長は、条例準備書について環境の保全の見地から審査し、条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成するものとする。

2 市長は、条例審査書を作成しようとするときは、第21条第1項の意見書、第22条第1項の条例見解書及び前条の条例公聴会における意見について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。ただし、第3種行為にあっては、市長が必要と認めた場合に限り、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、条例準備書その他の規則で定めるものを提出するものとする。

4 市長は、第22条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間内に、条例審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第21条第1項の意見書の提出がなかった場合においては、第19条の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(条例審査書の公告等)

第25条 市長は、条例審査書を作成したときは、当該条例審査書を指定開発行為者に送付するとともに、これを公告するものとする。

2 指定開発行為者は、前項の規定により送付を受けた条例審査書を遵守しなければならない。

第7節 条例環境影響評価書の作成等

(条例評価書の作成等)

第26条 第1種行為者及び第2種行為者は、条例審査書の送付を受けたときは、当該条例審査書の内容に基づき条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した条例環境影響評価書(以下「条例評価書」という。)及びその電磁的記録を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。

(1) 第18条第1項各号に掲げる事項。ただし、条例審査書に基づく変更又は第9条第2項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。

(2) 条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての指定開発行為者の見解

(3) その他規則で定める事項

(陳述の範囲)

第28条 公述人の陳述は、市長が意見を聴こうとする事項の範囲を超えてはならない。

(条例準備書に関する環境影響評価審議会への提出書類)

第29条 条例第24条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 条例準備書

(2) 第17条第4項各号に掲げる事項を記載した書類

(3) 条例見解書

(4) 条例第23条第4項の条例公聴会の記録

(5) その他市長が必要と認める書類

(条例審査書の作成期間)

第30条 条例第24条第4項の規則で定める期間は、6箇月とする。

2 市長は、条例第19条又は条例第22条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して6箇月以内に条例審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を指定開発行為者に通知するものとする。

(条例評価書の記載事項)

第31条 条例第26条第3号の規則で定める事項は、条例審査書を踏まえた環境影響評価の結果とする。

(条例評価書の公告及び縦覧等)

第 27 条 市長は、条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、当該条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例評価書をインターネットの利用により公表するものとする。

#### 第 8 節 条例環境影響評価方法書等の変更

(条例方法書等の変更)

第 28 条 指定開発行為者は、第 9 条第 1 項の規定による届出後、指定開発行為が完了するまでの間に、条例方法書、条例準備書又は条例評価書に記載された事項について変更（条例方法審査書若しくは条例審査書に基づく内容の変更又は条例評価書に記載された事後調査の実施計画（以下「事後調査実施計画」という。）のみに係る変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更事項等について市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った指定開発行為者は、変更後の事業が該当する指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を再度行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めるときは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。

3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

4 変更前に第 1 種行為であったものが変更により第 2 種行為又は第 3 種行為となった場合で、指定開発行為者が条例方法書に係る手続の続行又は既に送付を受けた条例方法審査書に基づく環境影響評価項目等の選定を申し出たときは、第 17 条の規定は適用しない。

#### 第 9 節 指定開発行為の廃止の届出等

(指定開発行為の廃止の届出等)

第 29 条 指定開発行為者は、第 9 条第 1 項の規定による届出後、指定開発行為が完了するまでの間に、当該指定開発行為を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき

(条例評価書の公告事項)

第 32 条 条例第 27 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 指定開発行為を実施する区域
- (4) 指定開発行為の目的及び内容
- (5) 指定開発行為の施行期間
- (6) 条例評価書の要旨
- (7) 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(条例方法書等の変更)

第 33 条 条例第 28 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届を市長に提出しなければならない。

2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる指定開発行為の区分ごとにそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第 3 欄に掲げる要件に該当するもの及び環境への負荷の低減を目的とする変更であるものは、条例第 28 条第 2 項ただし書の変更の内容が軽微なものである場合に該当するものとする。

(指定開発行為の廃止の届出)

第 34 条 条例第 29 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為廃止届（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

は、その旨を公告するものとする。

(指定開発行為者の変更の届出)

第 30 条 第 9 条第 1 項の規定による届出後、相続、合併その他の理由により指定開発行為者に変更があったときは、変更後の指定開発行為者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、変更前の指定開発行為者が行った手続等は変更後の指定開発行為者が行ったものと、変更前の指定開発行為者について行われた手続等は変更後の指定開発行為者について行われたものとみなす。

3 第 1 項の規定による届出があったときは、第 9 条第 2 項の規定は適用しない。

第 10 節 指定開発行為の着手の制限等  
(指定開発行為の着手の制限)

第 31 条 指定開発行為者は、第 27 条の規定による条例評価書の公告（第 3 種行為にあつては、第 25 条第 1 項の規定による条例審査書の公告。以下この節において同じ。）の日以後でなければ、当該公告に係る指定開発行為に着手してはならない。

(指定開発行為の着手等の届出)

第 32 条 指定開発行為者は、指定開発行為に着手するとき、及び当該指定開発行為を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(手続の再実施)

第 33 条 市長は、第 27 条の規定による条例評価書の公告後、当該公告に係る指定開発行為に着手するまでの間に、規則で定める期間が経過した場合で、当該指定開発行為を実施する区域及びその周辺地域の状況に著しい変化があり、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、指定開発行為者に対し、この条例に基づく環境影響評価の手続の全部又は一部の再実施を求めることができる。

2 前項の規定は、第 15 条の規定による条例方法審査書の公告後、条例準備書が提出されるまでの間に、又は第 25 条第 1 項の規定による条例審査書の公告後、条例評価書が提出されるまでの間に、規則で定める期間が経過した場合について準用する。

(指定開発行為者の変更の届出)

第 35 条 条例第 30 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為者変更届（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定開発行為の着手等の届出)

第 36 条 条例第 32 条の規定による指定開発行為の着手の届出をしようとする者は、指定開発行為着手届（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 32 条の規定による指定開発行為の完了の届出をしようとする者は、指定開発行為完了届（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

(手続の再実施を求めることができる経過期間)

第 37 条 条例第 33 条第 1 項の規則で定める期間は、5 年とする。

2 条例第 33 条第 2 項の規則で定める期間は、3 年とする。

第 11 節 指定開発行為に係る事後調査に関する手続

(指定開発行為に係る事後調査の実施等)

第 34 条 第 1 種行為者及び第 2 種行為者（第 1 種行為者若しくは第 2 種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこれらの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「事後調査実施者」という。）は、事後調査実施計画に基づき事後調査を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、環境の保全の見地から必要と認めるときは、条例審査書に記載することにより、第 3 種行為者（第 3 種行為者であった者で指定開発行為を完了したもの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、事後調査の実施及び事後調査報告書の提出を求めることができる。この場合において、当該第 3 種行為者が行った事後調査については、次条から第 38 条までの規定は、適用しない。

(事後調査報告書の公告及び縦覧等)

第 35 条 市長は、事後調査報告書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、当該事後調査報告書の写しを縦覧に供するとともに、当該事後調査報告書をインターネットの利用により公表するものとする。

(事後調査報告書に対する意見書の提出)

第 36 条 事後調査報告書に記載された内容が条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める者で、環境の保全の見地からの意見を有するものは、前条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

(事後調査報告書に係る実態調査等)

第 37 条 市長は、前条の意見書の提出があった場合その他の場合で、事後調査報告書に記載された内容が条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と異なり、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、その実態を調査し、又は事後調査実施者に対し、期限を定めて、必要な資料の提出及び報告を求めることができる。

第 3 節 指定開発行為に係る事後調査（指定開発行為に係る事後調査の実施に関する手続）

第 38 条 条例第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定により、指定開発行為を完了した者に代わって事後調査を行う旨を申し出ようとする者は、事後調査実施代行申出書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 34 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 環境影響評価の結果との検証結果
- (4) 事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容
- (5) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(事後調査報告書の公告事項)

第 39 条 条例第 35 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 事後調査報告書の要旨
- (4) 事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(事後調査報告書についての意見書の記載事項)

第 40 条 条例第 36 条の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称
- (3) 事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見

(環境の保全上必要な措置の勧告等)

第 38 条 市長は、前条の規定により実態を調査し、又は事後調査実施者から資料の提出及び報告を受け、その指定開発行為の実施に係る環境影響が条例評価書の内容と明らかに異なっている状況にあると認める場合で、その状況が当該事後調査実施者の責めに帰すべきものと認めるときは、当該事後調査実施者に対し、環境の保全の見地から必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該状況について規制する権限を有する者に通知する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による勧告をし、及び措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による勧告を受けた事後調査実施者が、当該勧告に従わないときは、当該事後調査実施者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前項の事後調査実施者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(事後調査実施計画の変更)

第 39 条 事後調査実施者は、指定開発行為の着手後、当該指定開発行為に係る事後調査実施計画を変更して実施しようとするときは、市長と協議した上、その旨その他規則で定める事項について届け出なければならない。

#### 第 12 節 指定開発行為に係る手続の併合等

(指定開発行為に係る手続の併合)

第 40 条 1 又は 2 以上の指定開発行為者が相互に密接に関連する 2 以上の指定開発行為を実施しようとするときは、当該指定開発行為者は、規則で定めるところにより、この章において指定開発行為者が行うこととされている手続を併せて行うことができる。

(都市計画法に定める手続との調整)

第 41 条 市長は、指定開発行為が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する都市計画に定めようとする事業である場合の環境影響評価その他の手続については、同法に定める手続との調整を図り、適切かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(勧告に従わない事実の公表)

第 41 条 条例第 38 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称
- (3) 指定開発行為を実施した区域
- (4) 勧告した理由及び勧告に従わない事実

2 条例第 38 条第 3 項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(事後調査実施計画の変更の届出)

第 42 条 条例第 39 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定開発行為の名称及び種類
- (3) 変更する内容及び理由

2 条例第 39 条の規定による届出をしようとする者は、指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届を市長に提出しなければならない。

#### 第 4 節 指定開発行為に係る手続の併合

(指定開発行為に係る手続の併合)

第 43 条 条例第 40 条の規定により指定開発行為の手続を併せて行おうとする者は、指定開発行為の併合届(第 13 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 手続を併合する指定開発行為者は、いずれかを代表者と定め、手続を進めることができる。
- 3 第 1 項の規定により指定開発行為の併合届を市長に提出した指定開発行為者が条例の規定に基づく手続を分離して行おうとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

第4章 法対象事業に係る環境影響評価等  
に関する手続

第1節 法対象事業に係る市長意見の作  
成等

(方法書についての市長意見)

第42条 市長は、法第10条第2項又は第4項の  
規定により意見を述べようとするときは、法第  
9条の規定により送付を受けた書類に記載され  
た意見に配慮するとともに、あらかじめ、川崎  
市環境影響評価審議会の意見を聴くものとす  
る。

2 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評  
価審議会の意見を聴こうとするときは、法第6  
条第1項の規定により送付を受けた方法書その  
他の規則で定めるものを提出するものとする。

(準備書についての意見の概要等の公告及び縦  
覧等)

第43条 市長は、法第19条の規定により準備書  
についての意見の概要及び当該意見についての  
法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受  
けたときは、その旨その他規則で定める事項を  
公告し、当該公告の日から起算して30日間、当  
該書類の写しを縦覧に供するとともに、当該書  
類をインターネットの利用により公表するもの  
とする。

(法対象公聴会の開催)

第44条 市長は、法第20条第2項又は第4項の  
規定により意見を述べようとする場合で市長が  
必要と認めるときは、法対象事業に係る市長意  
見の作成のための公聴会（以下「法対象公聴会」  
という。）を開催するものとする。

2 法対象公聴会の開催方法等について必要な事  
項は、規則で定める。

第4章 法対象事業に係る環境影響評価等  
第1節 法対象事業に係る市長意見の作  
成等

(方法書に関する環境影響評価審議会への提出  
書類)

第44条 条例第42条第2項の規則で定めるもの  
は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号。  
以下「法」という。）第6条第1項の規定によ  
り送付を受けた方法書
- (2) 法第9条の規定により送付を受けた方法  
書についての意見の概要を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(準備書についての意見の概要等の公告事項)

第45条 条例第43条の規則で定める事項は、次  
に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並  
びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 法対象事業の施行期間
- (6) 法第19条の規定により送付を受けた準備  
書についての意見の概要及び当該意見につい  
ての法対象事業者の見解を記載した書類（以  
下「準備書についての意見の概要等」という。）  
の要旨
- (7) 準備書についての意見の概要等の写しの  
縦覧の期間、場所及び時間

(法対象公聴会の開催方法等)

第46条 市長は、条例第44条第1項の規定によ  
り法対象公聴会を開催しようとするときは、開  
催日の21日前までに、次に掲げる事項を公告す  
るものとする。

- (1) 法対象事業の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 意見を聴こうとする事項
- (4) 公述の申出に関する事項

2 前項の規定により公告された法対象事業が実  
施されることによって環境に影響を及ぼすおそ  
れのある地域内に住所又は勤務場所を有する  
者、当該地域内で農業、林業又は漁業に従事す  
る者及び当該地域内に事務所又は事業場を有す  
る事業者又は法人その他の団体は、法対象公聴  
会において意見を述べようとするときは、開催  
日の14日前までに、その旨を市長に申し出るこ  
とができる。

<p>(準備書についての市長意見)</p> <p>第45条 市長は、法第20条第2項又は第4項の規定により意見を述べようとするときは、法第19条の規定により送付を受けた書類に記載された意見及び見解並びに法対象公聴会における意見に配慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、法第15条の規定により送付を受けた準備書その他の規則で定めるものを提出するものとする。</p> <p>(市長意見の公表)</p> <p>第46条 市長は、法第10条第2項若しくは第4項又は法第20条第2項若しくは第4項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、当該意見を公表するものとする。</p> <p>第2節 地域環境管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価に関する手続等</p> <p>(法対象事業に係る届出)</p> <p>第47条 法対象事業者は、法対象事業を実施しようとする場合で、当該法対象事業の実施が環境影響(管理計画に定める法対象事業に適用される環境影響評価項目に関するものに限る。以下この節において同じ。)を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項について市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称及び種類</p> <p>(3) 法対象事業の目的及び内容</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>2 法対象事業者は、前項に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定めるところ</p>	<p>3 前項の規定により法対象公聴会において意見を述べようとする者は、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 法対象事業の名称</p> <p>(3) 意見の要旨</p> <p>4 第23条から第28条までの規定は、法対象公聴会について準用する。この場合において、第23条第1項中「条例第23条第1項」とあるのは、「第46条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 市長は、法対象公聴会の終了後、当該法対象公聴会の記録を作成するものとする。</p> <p>(準備書に関する環境影響評価審議会への提出書類)</p> <p>第47条 条例第45条第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第15条の規定により送付を受けた準備書</p> <p>(2) 準備書についての意見の概要等</p> <p>(3) 前条第5項の法対象公聴会の記録</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(市長意見の公表)</p> <p>第48条 条例第46条の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。</p> <p>第2節 管理計画に基づく法対象事業に係る環境影響評価</p> <p>(法対象事業に係る届出)</p> <p>第49条 条例第47条第1項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業実施届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第47条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法対象事業を実施する区域</p> <p>(2) 法対象事業の施行期間</p> <p>(3) 工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>3 条例第47条第2項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。</p>
---	---



ろにより、これらの変更事項等について市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による第1項第1号に係る届出があったときは、次条の法対象条例環境影響評価方法書、第55条の法対象条例環境影響評価準備書又は第63条の法対象条例環境影響評価書に記載された同号の内容に該当する事項が変更されたものとみなし、第65条第1項の規定は適用しない。
- 4 前項の規定は、第67条第1項の規定による届出があった場合について準用する。

(法対象条例方法書の作成等)

第48条 法対象事業者は、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定するため、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項(環境配慮計画策定者以外の者にあつては、第5号及び第6号を除く。)について記載した法対象条例環境影響評価方法書(以下「法対象条例方法書」という。)及びその電磁的記録を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 第8条第6号に掲げる事項
- (6) 環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解
- (7) 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性
- (8) 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法
- (9) その他規則で定める事項

(法対象条例方法書の公告及び縦覧等)

第49条 市長は、法対象条例方法書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該法対象条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例方法書をインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、市長は、法第7条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。

(法対象条例方法書の説明会の開催等)

第50条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、

(法対象条例方法書の記載事項)

第50条 条例第48条第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(条例第55条第1号の規定が適用される場合は、第2号及び第3号を除く。)とする。

- (1) 法対象事業の実施に当たり、法令の規定により許認可等を要することとされている場合は、当該許認可等の種類
- (2) 環境配慮項目に関する事項
- (3) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合であつて、委託される者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(法対象条例方法書の公告事項)

第51条 条例第49条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 法対象事業の施行期間
- (6) 法対象条例方法書の要旨
- (7) 法対象条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(法対象条例方法書の説明会の開催の対象となる範囲等)

第52条 条例第50条第1項の規則で定める者は、

法対象条例方法書の周知を図る必要があると認められる地域（以下「法対象条例方法書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催により、法対象条例方法書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

- 2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

（法対象条例方法書についての意見書の提出等）

第 51 条 法対象条例方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 49 条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを法対象事業者に送付するものとする。

（法対象条例方法審査書の作成等）

第 52 条 市長は、法対象条例方法書の内容を環境の保全の見地から審査し、当該法対象条例方法書についての市長の意見を記載した書類（以下「法対象条例方法審査書」という。）を作成するものとする。

- 2 市長は、法対象条例方法審査書を作成しようとするときは、前条第 1 項の意見書を考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、第 8 条の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第 48 条第 8 号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、同項の規定による川崎市環境影響評価審

次に掲げる者とする。

- (1) 法対象条例方法書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
  - (2) 法対象条例方法書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体
- 2 条例第 50 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - (2) 法対象事業の名称
    - (3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者
    - (4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲
  - 3 条例第 50 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、法対象条例方法書の説明会の開催届（第 16 号様式）に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - 4 条例第 50 条第 2 項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、法対象条例方法書の説明会の開催結果報告書（第 16 号様式の 2）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。
    - (1) 説明会での意見の概要
    - (2) 説明会での意見に対する法対象事業者の見解

（法対象条例方法書についての意見書の記載事項）

第 53 条 条例第 51 条第 1 項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 法対象条例方法書についての環境の保全の見地からの意見

（条例第 52 条第 3 項の規則で定める場合）

第 53 条の 2 条例第 52 条第 3 項の規則で定める場合は、条例第 48 条第 8 号の内容が条例第 52 条第 3 項の規定による環境配慮計画書に記載された同号に掲げる事項に相当する事項の内容と異なっているものとして、同条第 2 項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことが適当と市長が認めた場合とする。

（法対象条例方法審査書の作成期間）

第 54 条 条例第 52 条第 5 項の規則で定める期間は、4 箇月とする。

- 2 市長は、条例第 49 条の公告の日から起算して 4 箇月以内に法対象条例方法審査書を作成できないと見込まれるときは、その期限の日より前にその旨を法対象事業者に通知するものとする

<p>議会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>4 市長は、法対象条例方法審査書を作成するに当たり、法対象事業者その他関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 市長は、第 49 条の公告の日から起算して規則で定める期間内に、法対象条例方法審査書を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(法対象条例方法審査書の公告等)</p> <p>第 53 条 市長は、法対象条例方法審査書を作成したときは、当該法対象条例方法審査書を法対象事業者に送付するとともに、これを公告するものとする。</p> <p>(法対象事業に係る環境影響評価項目等の選定)</p> <p>第 54 条 法対象事業者は、法対象条例方法審査書の送付を受けたときは、当該法対象条例方法審査書を尊重し、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定しなければならない。</p> <p>(法対象条例準備書の作成等)</p> <p>第 55 条 法対象事業者は、前条の規定により選定した環境影響評価項目等に基づき環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下この条及び次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該要約書及びその電磁的記録の作成を省略することができる。</p> <p>(1) 第 48 条各号に掲げる事項（環境配慮計画策定者以外の者にあつては、同条第 5 号及び第 6 号を除く。）。ただし、法対象条例方法審査書に基づく変更又は第 47 条第 2 項、第 65 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の規定による届出があつた場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。</p> <p>(2) 第 51 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(3) 法対象条例方法審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解</p> <p>(4) 環境影響評価の結果（当該結果に至った検討の経過を含む。）</p> <p>(5) 環境配慮項目に関する事項</p> <p>(6) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(7) 事後調査の実施計画に関する事項</p>	<p>る。</p> <p>(法対象条例準備書の記載事項)</p> <p>第 55 条 条例第 55 条第 8 号の規則で定める事項は、環境影響評価の結果の概要とする。</p>
--	---

(8) その他規則で定める事項

(法対象条例準備書の公告及び縦覧等)

第56条 市長は、法対象条例準備書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、当該法対象条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、市長は、法第16条に規定する縦覧と併せて行うよう努めるものとする。

(法対象条例準備書の説明会の開催等)

第57条 法対象事業者は、前条の縦覧期間内に、当該法対象事業が実施されることによって環境に影響を及ぼすおそれのある地域（以下「法対象条例準備書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者（以下「法対象条例準備書関係住民」という。）に対し、説明会の開催により、法対象条例準備書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該法対象事業者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

(法対象条例準備書についての意見書の提出等)

第58条 法対象条例準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第56条の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを法対象事業者に送付するも

(法対象条例準備書の公告事項)

第56条 条例第56条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称及び種類
- (3) 法対象事業を実施する区域
- (4) 法対象事業の目的及び内容
- (5) 法対象事業の施行期間
- (6) 法対象条例準備書の要旨
- (7) 法対象条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(法対象条例準備書の説明会の開催の対象となる範囲等)

第57条 条例第57条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法対象条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者
- (2) 法対象条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体

2 条例第57条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 説明会の開催日時、開催場所及び説明者
- (4) 説明会開催の周知方法、周知年月日及び周知範囲

3 条例第57条第1項の規定による届出をしようとする者は、法対象条例準備書の説明会の開催届（第17号様式）に配布を予定している書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 条例第57条第2項の説明会の開催を行った結果について記載した書類は、法対象条例準備書の説明会の開催結果報告書（第18号様式）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会での意見の概要
- (2) 説明会での意見に対する法対象事業者の見解

(法対象条例準備書についての意見書の記載事項)

第58条 条例第58条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 法対象条例準備書についての環境の保全

のとする。

(法対象条例見解書の提出等)

第 59 条 法対象事業者は、前条第 2 項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、同条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類（以下「法対象条例見解書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、法対象条例見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、当該法対象条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例見解書をインターネットの利用により公表するものとする。

(法対象条例公聴会の開催)

第 60 条 法対象条例準備書関係住民は、市長に対し、前条第 2 項の縦覧期間内に、法対象条例準備書等に関する公聴会（以下「法対象条例公聴会」という。）において意見を述べたい旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合で、必要があると認めるときは、法対象条例公聴会を開催するものとする。この場合において、市長は、法対象公聴会と併せて行うよう努めるものとする。

3 法対象事業者は、市長の求めに応じ、法対象条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない。

4 市長は、法対象条例公聴会の終了後、当該法対象条例公聴会の記録を作成するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、法対象条例公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。

(法対象条例審査書の作成等)

第 61 条 市長は、法対象条例準備書について環境の保全の見地から審査し、法対象条例環境影響評価審査書（以下「法対象条例審査書」という。）を作成するものとする。

2 市長は、法対象条例審査書を作成しようとするときは、第 58 条第 1 項の意見書、第 59 条第 1 項の法対象条例見解書及び前条の法対象条例公聴会における意見について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、法対象条例準備書その他の規則で定めるものを提出するものとする。

4 市長は、第 59 条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間内に、法対

の見地からの意見

(法対象条例見解書の公告事項)

第 59 条 条例第 59 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 法対象条例見解書の要旨
- (4) 法対象条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(法対象条例公聴会の開催方法等)

第 60 条 第 20 条、第 21 条及び第 23 条から第 28 条までの規定は、条例第 60 条第 1 項の法対象条例公聴会について準用する。この場合において、第 20 条中「条例第 23 条第 1 項」とあるのは「条例第 60 条第 1 項」と、同条第 2 号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、第 21 条中「条例第 23 条第 2 項」とあるのは「条例第 60 条第 2 項」と、同条第 1 号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、第 23 条第 1 項中「条例第 23 条第 1 項」とあるのは「条例第 60 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(法対象条例準備書に関する環境影響評価審議会への提出書類)

第 61 条 条例第 61 条第 3 項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法対象条例準備書
- (2) 第 57 条第 4 項各号に掲げる事項を記載した書類
- (3) 法対象条例見解書
- (4) 条例第 60 条第 4 項の法対象条例公聴会の記録
- (5) その他市長が必要と認める書類

(法対象条例審査書の作成期間)

第 62 条 条例第 61 条第 4 項の規則で定める期間は、6 箇月とする。

2 市長は、条例第 56 条又は条例第 59 条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 6 箇月以内に法対象条例審査書を作成できないと見込

象条例審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第 58 条第 1 項の意見書の提出がなかった場合においては、第 56 条の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(法対象条例審査書の公告等)

第 62 条 市長は、法対象条例審査書を作成したときは、当該法対象条例審査書を法対象事業者に送付するとともに、これを公告するものとする。

2 法対象事業者は、前項の規定により送付を受けた法対象条例審査書を遵守しなければならない。

(法対象条例評価書の作成等)

第 63 条 法対象事業者は、法対象条例審査書の送付を受けたときは、当該法対象条例審査書の内容に基づき法対象条例準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項について記載した法対象条例環境影響評価書（以下「法対象条例評価書」という。）及びその電磁的記録を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。

(1) 第 55 条各号に掲げる事項。ただし、法対象条例審査書に基づく変更又は第 47 条第 2 項、第 65 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の規定による届出があった場合においては、これらの変更又は届出後の事項とする。

(2) 法対象条例審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての法対象事業者の見解

(3) その他規則で定める事項

(法対象条例評価書の公告及び縦覧等)

第 64 条 市長は、法対象条例評価書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、当該法対象条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例評価書をインターネットの利用により公表するものとする。

(法対象条例方法書等の変更)

第 65 条 法対象事業者は、第 47 条第 1 項の規定による届出後、法対象事業が完了するまでの間に、法対象条例方法書、法対象条例準備書又は法対象条例評価書に記載された事項について変更（法対象条例方法審査書若しくは法対象条例審査書に基づく内容の変更又は法対象条例評価書に記載された事後調査の実施計画（以下「法対象事後調査実施計画」という。）のみに係る変

まれるときは、その期限の日より前にその旨を法対象事業者に通知するものとする。

(法対象条例評価書の記載事項)

第 63 条 条例第 63 条第 3 号の規則で定める事項は、法対象条例審査書を踏まえた環境影響評価の結果とする。

(法対象条例評価書の公告事項)

第 64 条 条例第 64 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法対象事業の名称及び種類

(3) 法対象事業を実施する区域

(4) 法対象事業の目的及び内容

(5) 法対象事業の施行期間

(6) 法対象条例評価書の要旨

(7) 法対象条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(法対象条例方法書等の変更)

第 65 条 条例第 65 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届を市長に提出しなければならない。

2 環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）第 13 条第 2 項各号に掲げる修正は、条例第 65 条第 2 項ただし書の変更の内容が軽微なものである場合に該当する修正とする。

更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更事項等について市長に届け出なければならない。ただし、法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する変更後の事業が法対象事業に該当するときはこの条例に基づく法対象事業に係る手続を再度行うものとし、当該事業(法第30条第1項第2号に該当することとなった旨を市長に通知した事業を含む。)が指定開発行為に該当するときは指定開発行為の区分に応じて必要とされるこの条例に基づく手続を行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって、市長が環境の保全の見地から必要がないと認めるときは、その手続の全部又は一部を行わないことができる。
- 3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

(法対象事業の廃止等の届出)

第66条 法対象事業者が法第30条第1項の規定により同項第1号又は同項第2号に係る通知を市長にしたときは、当該法対象事業者に係る第47条第1項の規定による届出は、取り下げられたものとみなす。

(法対象事業者の変更の届出)

第67条 第47条第1項の規定による届出後、相続、合併その他の理由により法対象事業者に変更があったときは、変更後の法対象事業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があった場合において、変更前の法対象事業者が行った手続等は変更後の法対象事業者が行ったものと、変更前の法対象事業者について行われた手続等は変更後の法対象事業者について行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定による届出があったときは、第47条第2項の規定は適用しない。

(法対象事業の着手の制限)

第68条 法対象事業者は、第64条の規定による法対象条例評価書の公告の日以後でなければ、当該公告に係る法対象事業に着手してはならない。

(法対象事業の着手等の届出)

第69条 法対象事業者は、法対象事業に着手するとき、及び当該法対象事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届

(法対象事業者の変更の届出)

第66条 条例第67条第1項の規定による届出をしようとする者は、法対象事業者変更届(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(法対象事業の着手等の届出)

第67条 条例第69条の規定による法対象事業の着手の届出をしようとする者は、法対象事業着手届(第21号様式)を市長に提出しなければな

け出なければならない。

(手続の再実施)

第70条 市長は、第64条の規定による法対象条例評価書の公告後、当該公告に係る法対象事業に着手するまでの間に、規則で定める期間が経過した場合で、当該法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の状況に著しい変化があり、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、法対象事業者に対し、この条例に基づく環境影響評価の手続の全部又は一部の再実施を求めることができる。

2 前項の規定は、第53条の規定による法対象条例方法審査書の公告後、法対象条例準備書が提出されるまでの間に、又は第62条第1項の規定による法対象条例審査書の公告後、法対象条例評価書が提出されるまでの間に、規則で定める期間が経過した場合について準用する。

### 第3節 法対象事業に係る事後調査の実施等

(法対象事業に係る事後調査の実施等)

第71条 法対象事業者（法対象事業者であった者で法対象事業を完了したもの又はこの者に代わって事後調査を行う旨の申出に基づき市長が適当と認めた者を含む。以下「法対象事後調査実施者」という。）は、法対象事後調査実施計画に基づく事後調査並びに法第21条第2項の評価書に記載された法第14条第1項第7号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実にないものとして法第38条の2第1項に規定する環境省令で定めるものに限る。）及び同号ハに掲げる措置を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「法対象事後調査報告書」という。）並びにその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

2 第35条から第39条までの規定は、法対象事業に係る事後調査について準用する。この場合において、「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、「条例評価書」とあるのは「法対象条例評価書又は法第21条第2項の評価書」と、「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、「事後調査実施計画」とあるのは「法対象事後調査実施計画」と読み替えるものとする。

らない。

2 条例第69条の規定による法対象事業の完了の届出をしようとする者は、法対象事業完了届（第22号様式）を市長に提出しなければならない。

(手続の再実施を求めることができる経過期間)

第68条 条例第70条第1項の規則で定める期間は、5年とする。

2 条例第70条第2項の規則で定める期間は、3年とする。

### 第3節 法対象事業に係る事後調査

(法対象事業に係る事後調査)

第69条 条例第71条第1項の規定により、法対象事業を完了した者に代わって事後調査を行う旨を申し出ようとする者は、法対象事後調査実施代行申出書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第71条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法対象事後調査実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法対象事業の名称及び種類

(3) 環境影響評価の結果との検証結果

(4) 事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容

(5) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 第39条から第42条までの規定は、法対象事業に係る事後調査について準用する。この場合において、第39条の見出し中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、同条中「条例第35条」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第35条」と、同条第1号中「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、同条第2号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第3号及び第4号中「事後調査報告書」とあるのは



「法対象事後調査報告書」と、第40条の見出し中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、同条中「条例第36条」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第36条」と、同条第2号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第3号中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事後調査報告書」と、第41条第1項中「条例第38条第3項」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第38条第3項」と、同項第1号中「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、同項第2号及び第3号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第2項中「条例第38条第3項」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第38条第3項」と、第42条の見出し中「事後調査実施計画」とあるのは「法対象事後調査実施計画」と、同条第1項中「条例第39条」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第39条」と、同項第1号中「事後調査実施者」とあるのは「法対象事後調査実施者」と、同項第2号中「指定開発行為」とあるのは「法対象事業」と、同条第2項中「条例第39条」とあるのは「条例第71条第2項において準用する条例第39条」と、「指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届」とあるのは「法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届」と読み替えるものとする。

## 第5章 指定開発行為等に該当しない事業 に対する措置等

(指定開発行為等に該当しない事業に対する指導)

第72条 市長は、別表に掲げる事業の種類に該当する2以上の事業が、個別には指定開発行為又は法対象事業のいずれにも該当しないと認められるものの、当該事業を実施する区域及び実施時期が近接していること等、それらの事業の実施による複合的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になるおそれがあるものとして規則で定める条件に該当する事業（以下「複合開発事業」という。）を行う事業者に対し、第3種行為に係る手続に準じて、環境影響評価等を行うよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

## 第5章 指定開発行為等に該当しない事業

(複合開発事業の条件)

第70条 条例第72条第1項の規則で定める条件は、次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、市長が第3種行為に係る手続に準じた環境影響評価等を行う必要があると認めることとする。

(1) それぞれの事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。

(2) 一の事業の着手予定日から2年以内に他の事業の着手が計画されていること。

(3) それぞれの事業の種類が同一であること。ただし、事業の種類が異なるそれぞれの事業について環境影響評価を行うこととした場合に環境影響評価項目の多くが共通すると市長が認めるときは、この限りでない。

(4) それぞれの事業の種類が同一である場合にあってはそれらの事業を併せて一の事業とみなしたときに当該一の事業が指定開発行為に該当し、それぞれの事業の種類が異なる場合にあってはそれらの事業の実施による複合的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になるものとして別に定める要件に該

<p>(勧告及び事実の公表)</p> <p>第73条 市長は、前条第1項の規定による指導に従わない事業者に対し、その理由等について意見を求めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の事業者の意見がなかったとき、又はその意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者に対し、前条の規定による指導に従うよう勧告することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 事業者の氏名 (2) 第1項の事業者の意見 (3) その他規則で定める事項</p> <p>(自主的な環境影響評価等)</p> <p>第74条 指定開発行為、法対象事業又は複合開発事業のいずれにも該当しない事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に際し、あらかじめ、この条例に準じた環境影響評価等を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。</p> <p>第6章 環境影響評価審議会 (環境影響評価審議会)</p> <p>第75条 この条例に定める環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するため、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、この条例の規定により市長が意見を聴くものとされている事項及び環境影響評価制度に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。</p> <p>3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>当すること。</p> <p>2 同一の事業者がそれぞれの事業を実施する場合における条例第72条第1項の規則で定める条件は、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に該当し、かつ、市長が第3種行為に係る手続に準じた環境影響評価等を行う必要があると認めることとする。この場合において、一の事業の着手予定日から2年を超えて他の事業の着手が計画されているときは、市長は、同条第2項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(勧告に従わない事実の公表)</p> <p>第71条 条例第73条第3項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第73条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法人にあっては、事業者の名称及びその代表者の氏名 (2) 事業者の住所 (3) 事業を実施する区域 (4) 勧告した理由</p> <p>(自主的な環境影響評価等の申出)</p> <p>第72条 条例第74条の規定により条例に準じた環境影響評価等を行うことを申し出ようとする者は、自主的環境影響評価実施申出書(第25号様式)を市長に提出するものとする。</p> <p>第6章 環境影響評価審議会 (会長及び副会長)</p> <p>第73条 川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第74条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をも</p>
---	---

- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門調査員)

第75条 市長は、審議会に専門の事項を調査させる必要があるときは、専門調査員若干人を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(専門部会)

第76条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 専門部会の会議については、第74条の規定を準用する。

(関係者の出席)

第77条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第78条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第79条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第80条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第7章 雑則

(関係地方公共団体の長との協議等)

第76条 市長は、環境配慮計画書関係地域、条例方法書関係地域（法対象条例方法書関係地域を含む。）又は条例準備書関係地域（法対象条例準備書関係地域を含む。）に他の地方公共団体の区域が含まれる場合その他必要があると認める場合には、関係地方公共団体の長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第7章 雑則

(実地調査への協力要請)

第 77 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地調査を行う必要があるときは、当該土地への立入りについてその所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(勧告及び違反事実の公表)

第 78 条 市長は、指定開発行為者又は法対象事業者がこの条例の規定に違反して手続を行わない場合（次章の規定の適用を受けるときを除く。）は、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨その他規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、第 1 項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(適用除外)

第 79 条 この条例の規定は、災害の復旧又は防止のために実施する事業で規則で定めるものについては、適用しない。

(違反事実の公表)

第 81 条 条例第 78 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 指定開発行為又は法対象事業の名称

(3) 指定開発行為又は法対象事業を実施する区域

(4) 条例第 78 条第 3 項の勧告を受けた者の意見

(5) 勧告した理由

2 条例第 78 条第 2 項の規定による公表は、公告その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(適用除外)

第 82 条 条例第 79 条の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 87 条の規定による災害復旧の事業又は同法第 88 条第 2 項に規定する事業

(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 84 条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

(3) 被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業

(4) その他災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業

(提出書類の提出部数)

第 83 条 条例の規定により環境配慮計画策定者、指定開発行為者及び法対象事業者が市長に提出する書類のうち次に掲げるものは、当該書類の種類ごとに正本及びその写しとし、それらの提出部数は正本 1 部及びその写し 100 部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を増加し、又は減じることができる。

(1) 環境配慮計画書

(2) 環境配慮計画見解書

(3) 条例方法書

(4) 条例準備書及び要約書

(5) 条例見解書

(6) 条例評価書

<p>(委任) 第 80 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第 8 章 罰則</p> <p>第 81 条 第 9 条第 1 項又は第 47 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>第 82 条 第 31 条又は第 68 条の規定に違反した者は、50,000 円以下の罰金に処する。</p> <p>第 83 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 6 項の規定は、公布の日から施行する。(平成 12 年 9 月 5 日規則第 105 号で平成 12 年 12 月 1 日から施行) (川崎市環境影響評価に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市環境影響評価に関する条例(昭和 51 年川崎市条例第 41 号)は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前に、この条例の規定に準じて策定された地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針については、第 6 条第 1 項に規定する地域環境管理計画及び第 7 条第 1 項に規定する環境影響評価等技術指針とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市環境影響評価に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により行われている指定開発行為及び法対象事業に係る手続については、なお従前の例による。</p> <p>5 前項の場合において、第 75 条に規定する川崎市環境影響評価審議会は、旧条例第 21 条に規定する川崎市環境影響評価審議会とみなす。</p> <p>6 この条例の公布の際現に在任する附則第 2 項に規定する川崎市環境影響評価に関する条例の規定に基づき委嘱され、又は任命された川崎市環境影響評価審議会の委員の任期は、この条例の施行の日の前日までとする。</p> <p>7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の</p>	<p>(7) 事後調査報告書 (8) 法対象条例方法書 (9) 法対象条例準備書及び要約書 (10) 法対象条例見解書 (11) 法対象条例評価書 (12) 法対象事後調査報告書</p> <p>(委任) 第 84 条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。 (川崎市環境影響評価に関する条例施行規則及び川崎市環境影響評価審議会規則の廃止)</p> <p>2 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(昭和 52 年川崎市規則第 66 号)及び川崎市環境影響評価審議会規則(昭和 51 年川崎市規則第 113 号)は、廃止する。</p> <p>附 則 (平成 12 年 12 月 1 日規則第 128 号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 12 年 12 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 17 年 3 月 31 日規則第 35 号) この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 17 年 9 月 29 日規則第 101 号) この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 11 の項の改正規定(「同条第 6 号」を「同条第 7 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 20 年 12 月 1 日規則第 117 号) この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 23 年 3 月 31 日規則第 20 号)</p>
--	---

適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日条例第 36 号）  
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 14 日条例第 58 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
（計画段階における環境配慮計画書に関する手続に関する経過措置）
- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第 8 条から第 8 条の 10 までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 9 条第 1 項又は第 47 条第 1 項の規定により届出をする事業について適用する。  
（電磁的記録の作成又はインターネットの利用による公表に関する経過措置）
- 3 新条例第 10 条若しくは第 11 条、第 18 条第 1 項若しくは第 19 条、第 22 条、第 26 条若しくは第 27 条、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条（第 71 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 48 条若しくは第 49 条、第 55 条若しくは第 56 条、第 59 条、第 63 条若しくは第 64 条又は第 71 条第 1 項の規定は、施行日以後に提出する新条例第 10 条に規定する条例方法書、新条例第 18 条第 1 項に規定する条例準備書（以下「条例準備書」という。）、新条例第 22 条第 1 項に規定する条例見解書（以下「条例見解書」という。）、新条例第 26 条に規定する条例評価書、新条例第 34 条第 1 項に規定する事後調査報告書、新条例第 48 条に規定する法対象条例方法書（以下「法対象条例方法書」という。）、新条例第 55 条に規定する法対象条例準備書（以下「法対象条例準備書」という。）、新条例第 59 条第 1 項に規定する法対象条例見解書（以下「法対象条例見解書」という。）、新条例第 63 条に規定する法対象条例評価書又は新条例第 71 条第 1 項に規定する法対象事後調査報告書について適用する。
- 4 新条例第 43 条の規定は、施行日以後に環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 19 条の規定により送付する準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類について適用する。  
（説明会の開催に関する経過措置）
- 5 新条例第 20 条、第 50 条又は第 57 条の規定は、施行日以後に提出する条例準備書、法対象条例方法書又は法対象条例準備書について適用する。  
（公聴会開催の手続に関する経過措置）
- 6 新条例第 23 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 60 条第 1 項の規定は、施行日以後に提出する条例見解書又は法対象条例見解書について適用する。

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日規則第 11 号）  
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規則第 91 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定による届出をする事業について適用する。
- 3 新規則第 4 号様式若しくは第 5 号様式、第 16 号様式若しくは第 16 号様式の 2 又は第 17 号様式若しくは第 18 号様式の規定は、施行日以後に提出する条例第 18 条第 1 項に規定する条例準備書、条例第 48 条に規定する法対象条例方法書又は条例第 55 条に規定する法対象条例準備書について適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 33 号）  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号）  
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 72 条関係）

- 1 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為
- 2 埋立て
- 3 高層建築物の新設
- 4 住宅団地の新設
- 5 工場又は事業所の新設
- 6 電気工作物の新設
- 7 廃棄物処理施設の新設
- 8 浄水施設の新設
- 9 下水道終末処理場の新設
- 10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良
- 11 道路の新設又は車線の増設
- 12 防波堤の新設
- 13 商業施設の新設
- 14 研究施設の新設
- 15 前各号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして規則で定める事業

【川崎市環境影響評価に関する条例施行規則】

別表第1(第3条関係)

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの
	(2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ヘクタール(臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。以下同じ。))のみにおいて行われるものにあつては、30ヘクタール)以上のもの			全事業
2 埋立て	(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであつて、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ヘクタール以上のもの	全事業		
	(2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5メートル以上の高さの盛土を行うことをいう。)であつて、埋立面積が1ヘクタール以上のもの(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域において行われるものを除く。)	埋立面積が10ヘクタール以上のもの	埋立面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は埋立面積が5ヘクタール未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル以上若しくは盛土の法面の高さが15メートルを超えるもの	埋立面積が5ヘクタール未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの又は盛土の法面の高さが15メートル以下のもの
3 高層建築物の新設	建築物(建築基準法第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の新設であつて、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。)が80メートル以上のもの	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号(ただし、同号ただし書の規定は適用しない。))の延べ面積をいう。以下同じ。)が50,000平方メートル以上のもの	第1種行為に該当しないもの	
4 住宅団地の新設	住宅団地(一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。)の新設であつて、事業に係る区域(以下「事業区域」	事業区域の面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	事業区域の面積が5ヘクタール未満で、か



事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
	という。)の面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル(都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域(以下「住居専用地域等」という。)において行われるものにあつては12,000平方メートル、住居専用地域等とそれ以外の地域にまたがって行われるものにあつてはこの表の備考に定める建築物の延べ面積)以上のもの	方メートル以上のもの		つ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル未満のもの
5 工場又は事業所の新設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設であつて、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号の建築面積をいう。以下同じ。)の合計が3,000平方メートル以上のもの	敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ、建築面積の合計が10,000平方メートル以上のもの、工場若しくは事業所からの排水水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項の排水水をいう。)の量(間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。)が1,000立方メートル以上であるもの又は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第17条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考に定めるところにより重油の量に換算した量(以下「燃料使用量」という。)が1時間当たり4キロリットル以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域のみにおいて行われるもので、第1種行為に該当しないもの
6 電気工作物の新設	電気工作物のうち発電の用に供するものの新設であつて、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの	
7 廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン未満のもの	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
	の新設であって、敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上のもの又は焼却施設の1日の処理能力が100トン以上のもの			
8 浄水施設の新設	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項の水道施設である浄水施設の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
9 下水道終末処理場の新設	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号の終末処理場の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良	(1) 鉄道又は軌道の新設(新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設するものをいう。)	新設する鉄道又は軌道の長さが5キロメートル以上のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル未満のもの
	(2) 線路の改良(新たに起点及び終点を設定することなく線路を設置するものをいう。)	改良に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	改良に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	改良に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
11 道路の新設又は車線の増設	(1) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設(新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。)	全事業		
	(2) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路若しくは指定が行われた道路(以下これらを「高速自動車国道等」という。)における車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。)の増設(新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置するものをいう。)((3)に該当するものを除く。)	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
	(3) 高速自動車国道等と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道等の施設(以下「インターチェンジ」という。)を設けるもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル以上のもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル未満のもの	
	(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号の道路(高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。)の新設(新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。)であって、当該道路の車線の数4以上のもの	新設する道路の長さが5キロメートル以上のもの	新設する道路の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する道路の長さが1キロメートル未満のもの
	(5) 一般道路における車線の増設(新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。)であって、増設後の車線の数4以上のもの	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
12 防波堤の新設	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤の長さが1キロメートル以上のもの	防波堤の長さが1キロメートル未満のもの	
13 商業施設の新設	商業施設(主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。)の新設であって、敷地面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上のもの	敷地面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積が5ヘクタール未満で、かつ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル(臨港地区のみにおいて行われるものにあつては、150,000平方メートル)未満のもの
14 研究施設の新設	研究施設(科学技術(主として人文科学のみに係るものを除く。))に関する研究、試験又は検査を行う施設)の新設であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの	住居専用地域等又は都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域のみにおいて行われるもの	第1種行為に該当しないもの	
15 大規模建築物の新設	建築物の新設であって、延べ面積が50,000平方メートル(臨港地区のみにおいて行われるものにあつては、150,000平方メートル)以上のもの	延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	延べ面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものにあつては、全事業	

備考

- 1 2以上の事業の種類に該当する事業が2以上の事業の種類において指定開発行為に該当する場合であって、それぞれの事業の種類における条例第2条第2号に掲げる指定開発行為の区分が異なるときは、第1種行為に該当するものが含まれる場合にあつては第1種行為の手続を、それ以外の場合にあつては第2種行為の手続を行わなければならない。
- 2 この表において「新設」とは、次に掲げるものを含む。
  - (1) 3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、8の項、9の項、12の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあつては、既存の施設を除却して新たに施設を建設し、又は設置するもの(3の項、4の項、6の項及び12の項に掲げる事業の種類に該当する事業を除き、建築面積の80パーセント以上に相当する部分を改築するものを含む。)。この場合において、施設の建設が指定開発行為に該当する場合で、建設し、又は設置する施設が既存の施設と同規模以下であるときは、この表の規定にかかわらず第3種行為とする。
  - (2) 5の項、7の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあつては、既存の施設を増設するもの
- 3 5の項、7の項、13の項及び14の項に掲げる事業の種類に該当する事業で、新たに用地を取得せず同一敷地内に施設を新設するものにあつては、当該事業に係る指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用しない。
- 4 4の項の住居専用地域等とそれ以外の地域にまたがって事業が行われる場合の備考に定める建築物の延べ面積は、住居専用地域等以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合に応じ、次の表に定める建築物の延べ面積とする。

住居専用地域等以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合	建築物の延べ面積
10パーセント未満	12,000 平方メートル
10パーセント以上 20パーセント未満	13,600 平方メートル
20パーセント以上 30パーセント未満	15,200 平方メートル
30パーセント以上 40パーセント未満	16,800 平方メートル
40パーセント以上 50パーセント未満	18,400 平方メートル
50パーセント以上	20,000 平方メートル

- 5 原料及び燃料の量は、発熱量 39,558.1725 キロジュールに相当する量を重油 1 リットルと換算する。

別表第2(第33条関係)

指定開発行為の区分	事業の諸元	変更の要件
1 別表第1の1の項に該当する指定開発行為	開発区域の面積	開発区域の面積が10パーセント以上増加しないこと。
2 別表第1の2の項に該当する指定開発行為	埋立面積	埋立面積が10パーセント以上増加しないこと。
3 別表第1の3の項に該当する指定開発行為	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。
	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
4 別表第1の4の項に該当する指定開発行為	事業区域の面積	事業区域の面積が10パーセント以上増加しないこと。
	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
5 別表第1の5の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	建築面積	建築面積が10パーセント以上増加しないこと。
	排水量	排水量が10パーセント以上増加しないこと。
	燃料使用量	燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
6 別表第1の6の項に該当する指定開発行為	電気工作物の出力	電気工作物の出力が10パーセント以上増加しないこと。
7 別表第1の7の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	建築面積	建築面積が10パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物処理施設の1日の処理能力	廃棄物処理施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
8 別表第1の8の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
9 別表第1の9の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
10 別表第1の10の項に該当する指定開発行為	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
11 別表第1の11の項に該当する指定開発行為	道路の長さ	長さが10パーセント以上増加しないこと。
12 別表第1の12の項に該当する指定開発行為	防波堤の長さ	防波堤の長さが10パーセント以上増加しないこと。
13 別表第1の13の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
14 別表第1の14の項に該当する指定開発行為	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
15 別表第1の15の項に該当する指定開発行為	延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	環境配慮計画書の説明会の開催届	第8条3第1項
1の2	環境配慮計画書の説明会の開催結果報告書	第8条3第2項
1の3	事業計画廃止届	第8条8第1項
1の4	環境配慮計画策定者変更届	第8条9第1項
1の5	指定開発行為実施届	第9条第1項
2	指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届	第9条第2項 第28条第1項 第39条
3	条例方法書周知届	第12条
4	条例準備書の説明会の開催届	第20条第1項
5	条例準備書の説明会の開催結果報告書	第20条第2項
7	指定開発行為廃止届	第29条第1項
8	指定開発行為者変更届	第30条第1項
9	指定開発行為着手届	第32条
10	指定開発行為完了届	第32条
11	事後調査実施代行申出書	第34条第1項 又は第2項
13	指定開発行為の併合届	第40条
14	法対象事業実施届	第47条第1項
15	法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届	第47条第2項 第65条第1項 第71条第2項
16	法対象条例方法書の説明会の開催届	第50条第1項
16の2	法対象条例方法書の説明会の開催結果報告書	第50条第2項
17	法対象条例準備書の説明会の開催届	第57条第1項
18	法対象条例準備書の説明会の開催結果報告書	第57条第2項
20	法対象事業者変更届	第67条第1項
21	法対象事業着手届	第69条
22	法対象事業完了届	第69条
23	法対象事後調査実施代行申出書	第71条第1項
25	自主的環境影響評価実施申出書	第74条

※条例改正により、第6号及び第12号様式は第2号様式に、第19号及び第24号様式は第15号様式に統合されました。

第 1 号様式

環境配慮計画書の説明会の開催届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>			
(宛先) 川崎市長  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">                     届出者 (環境配慮計画策定者)                 </div> <div style="text-align: center;">                     住所 氏名 電話番号                       (法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)                 </div> </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	事業計画の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 配布を予定している書類を添付してください。

第 1 号様式の 2

環境配慮計画書の説明会の開催結果報告書			
年      月      日			
(宛先) 川崎市長			
報告者 (環境配慮計画策定者)		住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
川崎市環境影響評価に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告します。			
1	事業計画の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
		参加者数	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	そ の 他		
※整理番号			※備考
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 説明会での意見の概要及び当該意見に対する環境配慮計画策定者の見解を記載した書類を添付してください。



第 1 号様式の 3

事業計画廃止届 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年    月    日</div>			
(宛先) 川崎市長 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">届出者 (環境配慮計画策定者)</div> <div style="text-align: center;">住所 氏名 電話番号  (法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</div> </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 8 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	事業計画の名称		
2	廃止年月日		
3	廃止する理由		
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 1 号様式の 4

<p>環境配慮計画策定者変更届</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 (変更後の                      住所 環境配慮計画策定者)              氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 8 条の 9 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	事業計画の名称	
2	変更年月日	
3	変更前の環境配慮 計画策定者	
4	変更する理由	
5	そ              の              他	
※整理番号		※ 備 考
※受理年月日		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 変更前の環境配慮計画策定者の欄には、当該環境配慮計画策定者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。

第 1 号様式の 5

指定開発行為実施届  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     年    月    日                 </div> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 (指定開発行為者) 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	指定開発行為の名称	
2	指定開発行為の種類	
3	指定開発行為の目的	
4	指定開発行為の内容	
5	指定開発行為を実施する区域	
6	指定開発行為の施行期間	
7	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
8	そ の 他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第2号様式

指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>			
(宛先) 川崎市長  <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>届出者 (指定開発行為者</span> <span>住所</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>又は事後調査実施者)</span> <span>氏名</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 10px;"> <span>電話番号</span> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)             </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例 (第9条第2項・第28条第1項・第39条) の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	届出の区分	<input type="checkbox"/> 指定開発行為の変更 <input type="checkbox"/> 条例方法書等の変更 <input type="checkbox"/> 事後調査実施計画の変更	
2	指定開発行為の名称		
3	指定開発行為の種類		
4	変更する内容	変 更 前	変 更 後
5	変更する理由		
6	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 届出の区分の欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 3 号様式

<p>条例方法書周知届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(指定開発行為者)住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 1 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
1	指定開発行為の名称		
2	周知のための方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> 印刷物の配布 <input type="checkbox"/> 掲示板への掲示 <input type="checkbox"/> 新聞広告 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
3	周知を図る範囲		
4	周知を図る期間		
5	その他		
※整理番号			
※受理年月日		※備考	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 周知のための方法の欄には、該当する□にレを記入してください。

第 4 号様式

<p>条例準備書の説明会の開催届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 (指定開発行為者) 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
1	指定開発行為の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 配布を予定している書類を添付してください。

第 5 号様式

<p>条例準備書の説明会の開催結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">報告者 (指定開発行為者) 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり報告 します。</p>			
1	指定開発行為の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
		参加者数	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 説明会での意見の概要及び当該意見に対する指定開発行為者の見解を記載した書類を添付してください。

第 7 号様式

<p>指定開発行為廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(指定開発行為者)住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり届け 出ます。</p>			
1	指定開発行為の名称		
2	廃止年月日		
3	廃止する理由	<input type="checkbox"/> 事業を実施しないこととしたため <input type="checkbox"/> 指定開発行為でなくなったため <input type="checkbox"/> その他( ) (廃止する理由の詳細)	
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 届出の理由の欄には、該当する□にレを記入してください。  
 3 (廃止する理由の詳細)には、廃止する理由の内容を記入してください。



第 8 号様式

<p>指定開発行為者変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(変更後の指定開発行為者)住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
1	指定開発行為の名称		
2	変 更 年 月 日		
3	変 更 前 の 指 定 開 発 行 為 者		
4	変 更 す る 理 由		
5	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 変更前の指定開発行為者の欄には、変更前の指定開発行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。

第 9 号様式

指定開発行為着手届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>			
(あて先)川崎市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     届出者(指定開発行為者)住所                      氏名                      電話番号                      (法人にあつては、主たる事業所の                      所在地、名称及び代表者の氏名)                 </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 3 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	指定開発行為の名称		
2	着 手 年 月 日		
3	完 了 予 定 年 月 日		
4	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
5	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 1 0 号様式

指定開発行為完了届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>			
(あて先)川崎市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     届出者(指定開発行為者)住所                      氏名                      電話番号                      (法人にあつては、主たる事業所の                      所在地、名称及び代表者の氏名)                 </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 3 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	指定開発行為の名称		
2	完 了 年 月 日		
3	供用開始予定年月日		
4	工事施行者の氏名又は 名称及び住所並び に法人にあつては、 その代表者の氏名		
5	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日		※備考	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 1 1 号様式

事後調査実施代行申出書			
			年      月      日
(あて先)川崎市長			
申出人 住所			
氏名			
電話番号			
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
川崎市環境影響評価に関する条例第 3 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり申し出ます。			
1	指定開発行為の名称		
2	指定開発行為者		
3	代行する理由		
4	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日		※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 指定開発行為者の欄には、指定開発行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。



第 1 4 号様式

<p>法対象事業実施届</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(法対象事業者) 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 4 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
1	法対象事業の名称		
2	法対象事業の種類		
3	法対象事業の目的		
4	法対象事業の内容		
5	対象事業を実施する区域		
6	法対象事業の施行期間		
7	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
8	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 1 5 号様式

法対象事業・法対象条例方法書等・法対象事後調査実施計画変更届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>			
(宛先) 川崎市長  届出者 (法対象事業者又は 住所 法対象事後調査実施者)      氏名  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     電話番号                       (法人にあつては、主たる事業所の                      所在地、名称及び代表者の氏名)                 </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例 (第47条第2項・第65条第1項・第71条第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	届出の区分	<input type="checkbox"/> 法対象事業の変更 <input type="checkbox"/> 法対象条例方法書等の変更 <input type="checkbox"/> 法対象事後調査実施計画の変更	
2	法対象事業の名称		
3	法対象事業の種類		
4	変更する内容	変 更 前	変 更 後
5	変更する理由		
6	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 届出の区分の欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 1 6 号様式

法対象条例方法書の説明会の開催届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>			
(宛先) 川崎市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     届出者 (法対象事業者) 住所                      氏名                      電話番号                      (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)                 </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 5 0 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	法対象事業の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 配布を予定している書類を添付してください。



第 1 6 号様式の 2

法対象条例方法書の説明会の開催結果報告書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>			
(宛先) 川崎市長  <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     報告者 (法対象事業者) 住所                       氏名                       電話番号                       (法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)                 </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 5 0 条第 2 項の規定により、次のとおり報告 します。			
1	法対象事業の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
		参加者数	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 説明会での意見の概要及び当該意見に対する法対象事業者の見解を記載した書類を添付してください。

第 1 7 号様式

<p>法対象条例準備書の説明会の開催届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 (法対象事業者) 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 5 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
1	法対象事業の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
 2 配布を予定している書類を添付してください。

第 18 号様式

<p>法対象条例準備書の説明会の開催結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: center;">報告者 (法対象事業者) 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 57 条第 2 項の規定により、次のとおり報告 します。</p>			
1	法対象事業の名称		
2	説明会の概要	開催日時	
		開催場所	
		説明者	
		参加者数	
3	説明会開催の周知	周知方法	
		周知年月日	
		周知範囲	
4	そ の 他		
※整理番号			
※受理年月日		※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 説明会での意見の概要及び当該意見に対する法対象事業者の見解を記載した書類を添付してください。

第 2 0 号様式

<p>法対象事業者変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(変更後の法対象事業者)住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 6 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	法対象事業の名称	
2	変 更 年 月 日	
3	変更前の法対象事業者	
4	変 更 す る 理 由	
5	そ の 他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 変更前の法対象事業者の欄には、変更前の法対象事業者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。

第 2 1 号様式

法対象事業着手届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>			
(あて先)川崎市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     届出者(法対象事業者)住所                      氏名                      電話番号                      (法人にあつては、主たる事業所の                      所在地、名称及び代表者の氏名)                 </div>			
川崎市環境影響評価に関する条例第 6 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	法対象事業の名称		
2	着手年月日		
3	完了予定年月日		
4	工事施行者の氏名又は 名称及び住所並び に法人にあつては、 その代表者の氏名		
5	そ の 他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日		※備考	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 2 2 号様式

<p>法対象事業完了届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者(法対象事業者)住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 6 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
1	法対象事業の名称	
2	完了年月日	
3	供用開始予定年月日	
4	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
5	その他	
※整理番号		※備考
※受理年月日		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 2 3 号様式

<p>法対象事後調査実施代行申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)川崎市長</p> <p style="text-align: right;">申出人 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市環境影響評価に関する条例第 7 1 条第 1 項の規定により、次のとおり申し上げます。</p>			
1	法対象事業の名称		
2	法対象事業者		
3	代行する理由		
4	その他		
※整理番号			
※受理年月日			
		※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 法対象事業者の欄には、法対象事業者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。

第 2 5 号様式

自主的環境影響評価実施申出書			
年 月 日			
(あて先)川崎市長			
申出人(事業者) 住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
川崎市環境影響評価に関する条例第 7 4 条の規定により、次のとおり申し出ます。			
1	事業の名称		
2	事業の種類		
3	事業の目的		
4	事業の内容		
5	事業を実施する区域		
6	事業の施行期間		
7	工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
8	その他		
※整理番号		※備考	
※受理年月日			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。



# 地域環境管理計画

平成12年9月策定

(令和3年3月改定)



## 目 次

第1章 地域環境管理計画策定の基本的考え方 .....	73
1 策定の主旨 .....	73
2 地域環境管理計画の構成及び役割.....	73
第2章 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像 .....	74
第3章 環境影響評価項目等 .....	75
1 環境影響評価項目 .....	75
2 環境配慮項目 .....	76
3 計画段階環境配慮項目 .....	77
第4章 地域別環境保全水準 .....	78
地域環境管理計画に定める各物質に係る別表.....	83



# 地域環境管理計画

## 第1章 地域環境管理計画策定の基本的考え方

### 1 策定の主旨

地域環境管理計画は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）第6条の規定を受け、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本となる指針として策定するものであり、市民生活に係る環境全般を環境の範囲とし、川崎市環境基本条例及び同条例に基づく環境基本計画並びにその他の環境関連条例等との整合を図るものである。

事業者、市民及び市は、条例及び本地域環境管理計画のもとに、環境影響評価、事後調査その他の手続きが適切に行われるようそれぞれの立場で地域のめざすべき環境像の実現を図るものである。

### 2 地域環境管理計画の構成及び役割

地域環境管理計画は、その目標として、条例第6条第2項第1号により、「市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像」を掲げ、この望ましい地域環境像を実現するため、環境影響評価、事後調査に係る具体的な環境要素としての「環境影響評価に係る項目（以下「環境影響評価項目」という。）、それぞれの環境影響評価項目の目安として「地域別環境保全水準」を示す。また、上記の環境影響評価において環境影響評価項目以外に地域環境及び地球環境の保全の見地から配慮を行う項目として「環境配慮項目」を示す。さらに、計画段階における配慮を要する環境要素の項目（以下「計画段階環境配慮項目」という。）を示す。

事業者は、本地域環境管理計画に従い、地域特性、事業特性等を考慮し、必要な環境影響評価項目等を選択して、環境影響評価等を実施し、地域別環境保全水準を満たすことが求められる。

なお、本地域環境管理計画を踏まえて、環境影響評価等を実施するための技術的な細目について、別途環境影響評価等技術指針を定めるものである。

### 持続可能な開発目標（SDGs）について

川崎市では、平成31年2月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針～成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき～」を策定し、「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」を基本目標として、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなどを強く意識した取組を進めるとともに、市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることなどにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進している。条例及び本地域環境管理計画のもとに行われる環境影響評価等においても、SDGsの趣旨を踏まえ、川崎市の将来にわたる持続可能な発展に寄与していく必要がある。

#### 【本地域環境管理計画に関するSDGsのゴール】



## 第2章 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像

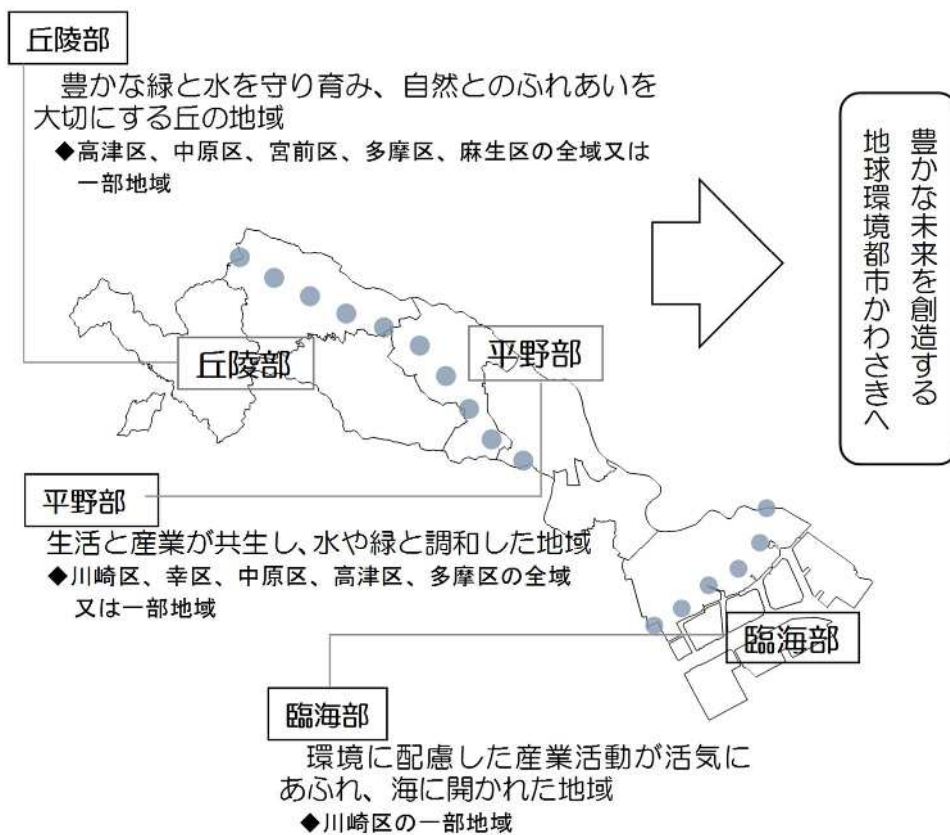
良好な環境の保全及び創造を図るため、市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像は、環境基本計画に掲げる全市のめざすべき環境像「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」とする。

### 豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ

※「地球環境都市」とは、

- ①「市民一人ひとりが、環境から多大な恩恵を受けていること、環境に対し負荷を与えていることを認識し、協働・連携しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでいる都市」
  - ②「脱炭素社会の実現に向けて、蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、技術と社会の革新に寄与していく『グリーンイノベーション』の実現に向けた取組が進められている都市」
  - ③「地域の環境保全のみならず、地球規模の環境課題の解決に向け、大きく貢献している都市」
- のことをいひ、環境先進都市として取組を進めてきた本市は、この新たな都市の姿をめざします。

本地域環境管理計画では、自然的かつ社会的状況を考慮して、次のとおり臨海部、平野部、丘陵部の3地域に区分し、地域ごとの特徴を活かしながら、環境基本計画の「めざすべき環境像」の実現を地域から目指すこととする。



### 第3章 環境影響評価項目等

#### 1 環境影響評価項目

環境影響評価項目は次のとおりとする。

環境影響評価項目		
分野	大項目	小項目
脱炭素化を見据えた地球環境保全	地球環境	温室効果ガス
大気や水などの環境保全 及び資源循環	大気	大気質
		悪臭
		上記以外の大気環境要素
	水	水質
		水温
		底質
	地盤	地下水位
		地盤沈下
		変状
	土壌汚染	土壌汚染
騒音・振動・低周波音	騒音	
	振動	
	低周波音	
廃棄物等	一般廃棄物	
	産業廃棄物	
	建設発生土	
自然共生	水象	水量・流量・流出量
		湧水
		潮流
		上記以外の水環境要素
	生物	植物
		動物
		生態系
	緑	緑の質
		緑の量
	人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産	
景観	景観	
	圧迫感	
安心・快適な生活環境確保	構造物の景観	日照阻害
		テレビ受信障害
		風害
	コミュニティ施設	コミュニティ施設
	地域交通	交通安全
		交通混雑
		地域分断
	地形・地質	土砂流出
		崩壊
		斜面安定
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	

## 2 環境配慮項目

環境配慮項目は、地或環境及び地球環境の保全の見地から配慮を行う項目として、次のとおりとする。

環境配慮項目	内 容
有害化学物質	・ 有害化学物質の使用、保管、処分、排出等に係る漏洩防止等
放射性物質	・ 放射性物質の使用、保管、処分、排出等に係る漏洩防止等
電磁波・電磁界	・ 人の健康影響が懸念される超低周波の電磁波の漏洩防止等
光 害	・ 夜間の照明による生活環境及び生態系に影響を及ぼすことに対する抑制等
地震時等の災害	・ 地震等の自然災害時あるいは事故時における災害及び二次災害
生物多様性	・ 生物多様性の保全、持続可能な利用
地球温暖化対策	・ 温室効果ガスの排出量の抑制等 ・ エネルギー使用量の削減 ・ 再生可能エネルギー源、未利用エネルギー等の利用 ・ フロン類（オゾン層破壊物質を含む。）の使用量の削減、漏洩防止等
気候変動の影響への適応	・ 治水・水害対策 ・ 暑熱対策（人工排熱の低減や地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を含む。）等
酸性雨	・ 酸性雨の原因となる物質の排出の抑制等
資 源	・ 資源の有効利用 ・ 水資源の有効利用や水循環の維持・回復 ・ 省資源



### 3 計画段階環境配慮項目

計画段階環境配慮項目は次のとおりとする。

計画段階環境配慮項目	
分野	項目
脱炭素化を見据えた地球環境保全	地球環境（温室効果ガス、気候変動の影響への適応）
大気や水などの環境保全及び資源循環	大気（大気質、悪臭）
	水（水質、水温、底質）
	地盤（地下水位、地盤沈下、変状）
	土壌汚染
	騒音・振動・低周波音（騒音、振動、低周波音）
	廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）
	その他の環境要素
自然共生	水象（水量・流量・流出量、湧水、潮流）
	生物（植物、動物、生態系）
	緑（緑の質、緑の量）
	人と自然とのふれあい活動の場
	歴史的文化的遺産
	景観
安心・快適な生活環境確保	構造物の影響（日照障害、テレビ受信障害、風害）
	利用者にやさしい公共施設
	地域交通（交通安全、交通混雑、地域分断）
	地形・地質（土砂流出、崩壊、斜面安定）
	安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

## 第4章 地域別環境保全水準

望ましい地域環境像を実現するため、環境影響評価項目ごとの評価の目安とする地域別環境保全水準は、次のとおりとする。

丘陵部、平野部、臨海部の各地域の範囲は、原則として第2章に示す範囲とするが、これらの各地域の中においてもその地域特性は一様ではないことから、さらにきめ細かな地域特性を考慮する必要がある。

なお、大気質、水質等の各物質の詳細及び各項目の具体的な数値等は別途定める環境影響評価等技術指針に記載する。

環境影響評価項目			環境影響評価項目の内容		地域別環境保全水準		
分野	大項目	小項目			丘陵部	平野部	臨海部
脱炭素化を見据えた地球環境保全	地球環境	温室効果ガス	工場等の稼働、建築物の供用等に伴う温室効果ガスの排出（エネルギーの使用を含む）に係る影響		温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。	同左	同左
大気や水などの環境保全及び資源循環	大気	大気質	環境基準設定物質	工場等から排出される物質で、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法等で環境基準が定められている物質による大気質に係る影響	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。	同左	同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
			規制物質	工場等から排出される物質で、大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に排出基準等が定められている物質による大気質に係る影響	人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	同左	同左
			有害大気汚染物質	工場等から排出される物質で、大気汚染防止法に定める有害大気汚染物質による大気質に係る影響	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。	同左	同左
			光化学オキシダント生成原因物質	工場等から排出される物質で、光化学オキシダント生成原因となる非メタン炭化水素による大気質に係る影響	光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度を超えないこと。	同左	同左
			悪臭	悪臭物質、臭気指数	悪臭防止法に定められている物質等、工場等から発生する悪臭に係る影響	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること。	同左
		上記以外の大気環境要素	上記以外の大気環境要素に係る影響		生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左

環境影響評価項目			環境影響評価項目の内容		地域別環境保全水準		
分野	大項目	小項目			丘陵部	平野部	臨海部
大気や水などの環境保全及び資源循環	水	水質	環境基準設定物質	工場等からの排水で、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法等で環境基準が定められている物質による公共用水域及び地下水の水質に係る影響	環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。	同左	同左
			規制物質	工場等からの排水で、水質汚濁防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に排水基準等が定められている物質による公共用水域及び地下水の水質に係る影響	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	同左	同左
			要監視項目	工場等からの排水で、要監視項目による公共用水域及び地下水の水質に係る影響	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	同左	同左
		水温	工場等の稼働に伴う温排水又は冷排水による公共用水域の水質に係る影響	生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	同左	同左	
		底質	埋立、浚渫等による公共用水域の底質に係る影響	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	同左	同左	
		地盤	地下水位	土地の改変、地下水の揚水等に伴う地下水位の変化に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
	地盤沈下		土地の改変、地下水の揚水等に伴う地盤沈下に係る影響	地盤沈下を生じさせないこと。	同左	同左	
	変状		土地の改変等に伴う地盤の変状に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左	
	土壌汚染	土壌汚染	環境基準設定物質	土地の改変等に伴う土壌汚染状況の変化並びに工場等の稼働等による土壌に係る影響	環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。	同左	同左
			特定有害物質		人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。	同左	同左
			上記以外の物質		生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左

環境影響評価項目			環境影響評価項目の内容		地域別環境保全水準		
分野	大項目	小項目			丘陵部	平野部	臨海部
大気や水などの環境保全及び資源循環	騒音・振動・低周波音	騒音	工場等に係る騒音	建設工事、工場等の稼働、車両の走行、航空機の運行等に伴う騒音に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
			道路に係る騒音		環境基準を超えないこと。	同左	同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
			建設工事に係る騒音		生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
			鉄道に係る騒音		生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。	同左	同左
			航空機に係る騒音		生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
		振動	工場等に係る振動	建設工事、工場等の稼働、車両の走行等に伴う振動に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
			道路に係る振動		生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
			建設工事に係る振動		生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
			鉄道に係る振動		生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。	同左	同左
			低周波音	建設工事、工場等の稼働等に伴う低周波音に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
	廃棄物等	一般廃棄物	人口の変化、事業活動等に伴い発生する一般廃棄物に係る影響	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左	
		産業廃棄物	建設工事、工場等の稼働に伴い発生する産業廃棄物に係る影響	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左	
		建設発生土	土地の改変に伴う建設発生土に係る影響	資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左	

環境影響評価項目			環境影響評価項目の内容		地域別環境保全水準			
分野	大項目	小項目			丘陵部	平野部	臨海部	
自然共生	水 象	水量・流量・流出量	河川等	土地の改変、工場等の稼働等に伴う河川等の水量・流量・流出量に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。	同左	同左	
		湧 水	土地の改変、地下水の揚水等に伴う湧水の流量及び湧出場所に係る影響		生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。	—	—	
		潮 流	海域	埋立、工場等の稼働等に伴う潮流に係る影響	—	—	生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。	
		上記以外の水環境要素	上記以外の水象の環境要素に係る影響		生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。	同左	同左	
	生 物	植 物	植物相	樹林の伐採、土地の改変等に伴う植物相、群落に係る影響		適切な保全・回復を図ること。	同左	同左
			注目される種、群落	樹林の伐採、土地の改変等に伴う希少性、学術性等の観点から注目される種、群落に係る影響		適切な保全・回復を図ること。	同左	同左
		動 物	動物相	樹林の伐採、土地の改変等に伴う生息環境の変化による動物相に係る影響		適切な保全・回復を図ること。	同左	同左
			注目される種、生息地	樹林の伐採、土地の改変等に伴う希少性、学術性等の観点から注目される種、生息地に係る影響		適切な保全・回復を図ること。	同左	同左
		生態系	樹林の伐採、土地の改変等に伴う生態系に係る影響		適切な保全・回復を図ること。	同左	同左	
	緑	緑の質	植栽樹木の適合性、植栽基盤(質、厚さ)	植栽予定樹種の適合性及び植生を維持するための植栽基盤の形質、厚さ等、緑の回復成に係る影響		緑の適切な回復育成を図ること。	同左	同左
		緑の量	緑被、緑の構成	樹林の伐採、土地の改変等に伴う、緑被の状況に係る影響		緑被を著しく減少させないこと。ただし、良好な自然環境地域(特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全協定地等)は保全すること。	緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ること。	緑の適切な創出、回復育成を図ること。

環境影響評価項目			環境影響評価項目の内容	地域別環境保全水準		
分野	大項目	小項目		丘陵部	平野部	臨海部
自然共生	人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	土地の改変、建築物・工作物の建築等に伴う自然とのふれあい活動の場、公園等のふれあい活動の場が持つ機能に係る影響	自然とのふれあい活動に支障のないこと。	同左	同左
	歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産	土地の改変、建築物・工作物の建築等に伴う文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に係る影響	価値ある歴史的文化的文化財について周辺環境を含めて保全を図ること。	同左	価値ある歴史的文化的文化財の保全を図ること。
	景観	景観	樹林の伐採、土地の改変、建築物・工作物の建築等が周辺環境に及ぼす景観の変化に係る影響	周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。	同左	同左
		圧迫感	建築物・工作物の建築等が周辺環境に及ぼす圧迫感の変化に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左 (工業専用地域内は除く。)
安心・快適な生活環境確保	構造物の影響	日照阻害	建築物・工作物の建築等に伴う日照に係る影響	住環境に著しい影響を与えないこと。	同左	同左 (工業専用地域内は除く。)
		テレビ受信障害	建築物・工作物の建築等に伴うテレビ受信に係る影響	良好な受信画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。	同左	同左
		風害	建築物・工作物の建築等が周辺環境に及ぼす風環境の変化による影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
	コミュニティ施設	コミュニティ施設	人口の変化等に伴う教育施設、集会施設、公園等のコミュニティ施設に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
	地域交通	交通安全	建設工事の工事用車両及び施設の設置に伴う関連車両の走行に伴う交通量・交通流の変化による交通安全に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
		交通混雑	建設工事の工事用車両及び施設の設置に伴う関連車両の走行に伴う交通量・交通流に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
		地域分断	道路、鉄道等の新設等に伴う地域住民の交通経路等地域分断に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
	地形・地質	土砂流出	土地の改変に伴う土砂流出に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	同左
		崩壊	土地の改変に伴う斜面等の崩壊に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	—
		斜面安定	土地の改変に伴う斜面の安定に係る影響	生活環境の保全に支障のないこと。	同左	—
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	工場等の稼働に伴う高圧ガス、危険物、有害な化学物質等の取り扱い、事故防止等安全確保等に係る影響	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。	同左	同左

地域環境管理計画に定める各物質に係る別表

1 大気質

別表1 環境基準設定物質

(1) 環境基本法に定める環境基準が設定されている物質	
1 二酸化硫黄	9 微小粒子状物質
2 二酸化窒素	
3 一酸化炭素	
4 浮遊粒子状物質	
5 ベンゼン	
6 トリクロロエチレン	
7 テトラクロロエチレン	
8 ジクロロメタン	
(2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質	
ダイオキシン類	

別表2 規制物質

(大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に排出基準が定められている物質で環境基準設定物質を除く。)

(1) 大気汚染防止法の有害物質(大気汚染防止法第2条第1項第3号)	
1 カドミウム及びその化合物	4 鉛及びその化合物
2 塩素及び塩化水素	5 窒素酸化物
3 弗素、弗化水素及び弗化珪素	
(2) 自動車排出ガス(大気汚染防止法第2条第16項)	
1 一酸化炭素	3 窒素酸化物
2 炭化水素	4 粒子状物質
(3) 粉じん(大気汚染防止法第2条第7項及び第8項)	
1 一般粉じん	2 特定粉じん
(4) 揮発性有機化合物(大気汚染防止法第2条第4項)	
(5) 水銀等(水銀及びその化合物)(大気汚染防止法第2条第12項)	
(6) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	
ア 炭化水素系物質(排出口からの濃度基準)	イ 排煙指定物質
1 トルエン	1 カドミウム及びその化合物
2 キシレン	2 塩素及び塩化水素
3 ホルムアルデヒド	3 弗素、弗化水素及び弗化珪素
4 フェノール	4 鉛及びその化合物
	5 アンモニア
	6 シアン化合物
	7 窒素酸化物
	8 硫化水素

別表3 有害大気汚染物質

(大気汚染防止法第2条第15項に規定する有害大気汚染物質)

(平成22年10月18日中央環境審議会答申で有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として指定されている物質のうち、「優先取組物質」として指定された物質で別表1の環境基準設定物質及び別表2の規制物質を除く。)

1 アクリロニトリル	9 1, 2-ジクロロエタン
2 アセトアルデヒド	10 ニッケル化合物
3 塩化ビニルモノマー	11 ヒ素及びその化合物
4 塩化メチル	12 1, 3-ブタジエン
5 クロム及び三価クロム化合物	13 ベリリウム及びその化合物
6 六価クロム化合物	14 ベンゾ[a]ピレン
7 クロロホルム	15 マンガン及びその化合物
8 酸化エチレン	

2 悪臭

別表4 悪臭物質、臭気指数

(1) 悪臭防止法で規制されている特定悪臭物質	
1 アンモニア	12 イソバレルアルデヒド
2 メチルメルカプタン	13 イソブタノール
3 硫化水素	14 酢酸エチル
4 硫化メチル	15 メチルイソブチルケトン
5 二硫化メチル	16 トルエン
6 トリメチルアミン	17 スチレン
7 アセトアルデヒド	18 キシレン
8 プロピオンアルデヒド	19 プロピオン酸
9 ノルマルブチルアルデヒド	20 ノルマル酪酸
10 イソブチルアルデヒド	21 ノルマル吉草酸
11 ノルマルバレルアルデヒド	22 イソ吉草酸
(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	
臭気指数	



3 水質

別表5 環境基準設定物質

(1) 環境基本法に定める環境基準が設定されている物質

ア 人の健康の保護に関する項目（公共用水域及び地下水に係る項目）	
1 カドミウム	16 1, 1, 1-トリクロロエタン
2 全シアン	17 1, 1, 2-トリクロロエタン
3 鉛	18 トリクロロエチレン
4 六価クロム	19 テトラクロロエチレン
5 砒素	20 1, 3-ジクロロプロペン
6 総水銀	21 チウラム
7 アルキル水銀	22 シマジン
8 PCB	23 チオベンカルブ
9 ジクロロメタン	24 ベンゼン
10 四塩化炭素	25 セレン
11 クロロエチレン※1	26 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
12 1, 2-ジクロロエタン	27 ふっ素
13 1, 1-ジクロロエチレン	28 ほう素
14 シス-1, 2-ジクロロエチレン※2	29 1, 4-ジオキサン
15 1, 2-ジクロロエチレン※1	
イ 生活環境の保全に係る項目（公共用水域に係る項目）	
(ア) 河川に係る項目	(イ) 海域に係る項目
1 水素イオン濃度	1 水素イオン濃度
2 生物化学的酸素要求量	2 化学的酸素要求量
3 浮遊物質	3 溶存酸素量
4 溶存酸素量	4 大腸菌群数
5 大腸菌群数	5 n-ヘキサン抽出物質（油分等）
6 全亜鉛	6 全窒素
7 ノニルフェノール	7 全燐
8 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	8 全亜鉛
	9 ノニルフェノール
	10 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
	11 底層溶存酸素量

※1 地下水に係る項目

※2 公共用水域に係る項目

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質

ダイオキシン類
---------

別表6 規制物質

(水質汚濁防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に排出基準が定められている物質で環境基準設定物質を除く。)

1 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	5 鉄及びその化合物
2 フェノール類	6 マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）
3 銅及びその化合物	7 クロム及びその化合物
4 亜鉛及びその化合物	8 ニッケル及びその化合物

別表7 要監視項目

(1) 人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月 環境庁水質保全局長通知(最新改正令和2年5月)に定められている要監視項目で環境基準設定物質及び規制物質を除く。)

1	クロロホルム	14	フェノブカルブ (BPMC)
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	15	イプロベンホス (IBP)
3	1, 2-ジクロロプロパン	16	クロルニトロフェン (CNP)
4	p-ジクロロベンゼン	17	トルエン
5	イソキサチオン	18	キシレン
6	ダイアジノン	19	フタル酸ジエチルヘキシル
7	フェニトロチオン (MEP)	20	モリブデン
8	イソプロチオラン	21	アンチモン
9	オキシ銅 (有機銅)	22	塩化ビニルモノマー
10	クロロタロニル (TPN)	23	エピクロロヒドリン
11	プロピザミド	24	ウラン
12	EPN	25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)
13	ジクロロボス (DDVP)		

(2) 水生生物の保全に関する要監視項目

1	クロロホルム	4	4-tert-オクチルフェノール
2	フェノール	5	アニリン
3	ホルムアルデヒド	6	2, 4-ジクロロフェノール

4 底質

別表8 底質に係る物質

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質	
ダイオキシン類	
(2) 底質の暫定除去基準（昭和 50 年環水管第 119 号環境庁水質保全局長通知）に定められた物質	
1 水銀 2 PCB	
(3) 水底土砂に係る判定基準 （海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令）	
1 アルキル水銀化合物 2 水銀又はその化合物 3 カドミウム又はその化合物 4 鉛又はその化合物 5 有機燐化合物 6 六価クロム化合物 7 砒素又はその化合物 8 シアン化合物 9 PCB 10 銅又はその化合物 11 亜鉛又はその化合物 12 ふっ化物 13 トリクロロエチレン 14 テトラクロロエチレン 15 ベリリウム又はその化合物 16 クロム又はその化合物 17 ニッケル又はその化合物	18 バナジウム又はその化合物 19 有機塩素化合物（注） 20 シクロロメタン 21 四塩化炭素 22 1, 2-ジクロロエタン 23 1, 1-ジクロロエチレン 24 シス-1, 2-ジクロロエチレン 25 1, 1, 1-トリクロロエタン 26 1, 1, 2-トリクロロエタン 27 1, 3-ジクロロプロペン 28 チウラム 29 シマジン 30 チオベンカルブ 31 ベンゼン 32 セレン又はその化合物 33 1, 4-ジオキサン 34 ダイオキシン類

（注）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第 3 の 3 第 2 4 号に掲げる有機塩素化合物

5 土壌汚染

別表9 土壌汚染に係る物質

(1) 環境基準設定物質

(1) 環境基本法に定める環境基準が設定されている物質	
1 カドミウム	16 1, 2-ジクロロエチレン
2 全シアン	17 1, 1, 1-トリクロロエタン
3 有機燐	18 1, 1, 2-トリクロロエタン
4 鉛	19 トリクロロエチレン
5 六価クロム	20 テトラクロロエチレン
6 砒素	21 1, 3-ジクロロプロペン
7 総水銀	22 チウラム
8 アルキル水銀	23 シマジン
9 PCB	24 チオベンカルブ
10 銅	25 ベンゼン
11 ジクロロメタン	26 セレン
12 四塩化炭素	27 ふっ素
13 クロロエチレン	28 ほう素
14 1, 2-ジクロロエタン	29 1, 4-ジオキサン
15 1, 1-ジクロロエチレン	
(2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質	
ダイオキシン類	

(2) 特定有害物質

土壌汚染対策法に定める特定有害物質	
1 カドミウム及びその化合物	14 セレン及びその化合物
2 六価クロム化合物	15 テトラクロロエチレン
3 クロロエチレン	16 チウラム
4 シマジン	17 1, 1, 1-トリクロロエタン
5 シアン化合物	18 1, 1, 2-トリクロロエタン
6 チオベンカルブ	19 トリクロロエチレン
7 四塩化炭素	20 鉛及びその化合物
8 1, 2-ジクロロエタン	21 砒素及びその化合物
9 1, 1-ジクロロエチレン	22 ふっ素及びその化合物
10 1, 2-ジクロロエチレン	23 ベンゼン
11 1, 3-ジクロロプロペン	24 ほう素及びその化合物
12 ジクロロメタン	25 PCB
13 水銀及びその化合物	26 有機燐化合物

補 足 資 料



## 1 基本計画策定段階における環境配慮の例

事業に組み込むべき環境配慮の検討に当たっては、事前に地域の環境特性を十分に把握しておくことが必要です。

また、地域の特性を踏まえた適切な環境配慮を行うためには、事業の各段階に対応した環境配慮が必要となります。

事業の基本構想の段階では、当該事業計画の目標に環境への影響を未然に防止し、かつ、良好な生活環境を創造するための配慮が組み込まれているか、立地は周辺環境に配慮したものとなっているか、地域の環境特性に適合しているか等が求められます。

また、基本計画の段階では、土地利用は環境面からみて適切なものとなっているか、周辺地域に計画されている事業や、他の事業主体が実施する事業等による複合的な環境影響にも配慮しているか、施工監理等の視点から代替案による比較検討を行っているか等が求められます。

さらに、実施計画段階では、実施設計に際して環境面への配慮を行っているか、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するための環境保全対策や良好な生活環境を創造するための環境への配慮が妥当なものとなっているか等が求められています。

事業の実施における工事及び供用段階では、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するための適切な工法が採用されているか、施設の維持管理は適切に行われているか等の環境配慮が求められます。

技術指針では、「環境保全のための措置」を「事業計画検討の段階における環境への配慮や予測の結果に基づき、環境影響を回避し、又は低減するために検討する措置に加え、なお残る環境影響に対して講ずる回避又は低減の措置、代償措置、事後調査の結果に基づいて講ずる追加的措置等、事業者が環境の保全を目的として検討する事項は、そのすべてが『環境保全のための措置』として位置づけられる。」としており、各環境影響評価項目における環境保全のための措置の例を第5章に記載しています。

ここでは、早期段階において環境配慮を検討する際の参考とするため、事業の基本構想段階から基本計画の段階に対応した環境配慮の例を事業の種類別に示しています。

### (1) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、埋立て、防波堤の新設

計画等	環境配慮の例	環境影響評価項目
基本構想、立地・事業規模等の検討	事業の構想、立地、事業規模等の検討に当たっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう配慮するとともに、大気汚染、騒音振動等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。また、事業による温室効果ガスの排出削減に配慮する。	全体
土地利用計画・施設配置計画等	地域の樹林地、生物の生息環境や生態系等、地域の環境特性を十分把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、生物の生息環境の回復、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。	自然共生
	十分なオープンスペースを確保し、良好な景観や街なみ等を創出するよう配慮する。	自然共生
	地域の特性を踏まえ、緑化のコンセプトや将来構想等を明確にし、緑化の基本方針やゾーニング等を検討する。	自然共生

計画等	環境配慮の例	環境影響評価項目
(土地利用計画・施設配置計画等)	現存する表土や植生の保全、活用を検討するとともに、区域内の樹林地は、適正に維持管理するよう配慮する。	自然共生
	港湾施設の整備に当たっては、港湾緑地、市民が親しめる水辺の整備等、潤いのある空間を創出するとともに、アクセスの確保等に配慮する。	自然共生 安心・快適な生活環境確保
	歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的・間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。	自然共生
施設整備計画	施設の整備に当たっては、できるだけ自然面を保全し、雨水の地下浸透に努める等、地域における水循環の保全に寄与するよう配慮する。	大気や水などの環境保全及び資源循環
施工計画	地域の地形・地質、地盤の特性を十分に把握し、土砂流出、斜面崩壊、地盤変状等を引き起こさないよう配慮する。	安心・快適な生活環境確保

## (2) 高層建築物の新設、住宅団地の新設、商業施設の新設、大規模建築物の新設

計画等	環境配慮の例	環境影響評価項目
基本構想、立地・事業規模等の検討	事業の構想、立地、事業規模等の検討に当たっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう配慮するとともに、大気汚染、騒音振動等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。また、事業による温室効果ガスの排出削減に配慮する。	全体
土地利用計画・施設配置計画等	地域の樹林地、生物の生息環境や生態系等、地域の環境特性を十分把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。	自然共生
	歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的・間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。	自然共生
	施設の配置に当たっては十分なオープンスペースを確保し、良好な景観やまちなみ等を創出するよう配慮する。	自然共生
	地域の特性を踏まえて緑化のコンセプトを設定し、緑化の基本方針やゾーニング等を検討する。	自然共生
	駐車場等の配置に当たっては、周辺地域への騒音の防止や周辺道路への施設関連車両の滞留の防止、交通安全の確保に配慮する。	大気や水などの環境保全及び資源循環 安心・快適な生活環境確保



計画等	環境配慮の例	環境影響評価項目
施設整備計画、 設備計画	施設の整備に当たっては、外皮断熱や日射遮蔽等による省エネルギーに配慮する。 また、太陽光発電システム等による創エネルギーと蓄電池やV2H等による蓄エネルギーの組み合わせや、高効率設備機器の採用、エネルギーマネジメントシステムによる効率的なエネルギー利用等により、エネルギー消費量の削減に配慮する。	脱炭素化を見据えた 地球環境保全
	計画地及び計画地周辺の自然的環境や歴史・文化環境等の景観の特徴を踏まえた周辺の環境との調和や、良好なまちなみの創出に配慮する。	自然共生
	建築物の設計に当たっては、日照障害、テレビ受信障害、光害等、建築物による周辺環境への影響に配慮する。	安心・快適な生活環境 確保
	建築物の設計に当たっては、建築物の配置や形状について、剥離流や吹き降ろし、谷間風等のビル風による周辺環境への影響が最小となるよう配慮する。	安心・快適な生活環境 確保
	建築物の設計・施工に当たっては、生活騒音の防止に配慮した防音構造を採り入れる。	大気や水などの環境 保全及び資源循環
	施設の整備に当たっては、通路、出入口、階段等は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザインに配慮する。	安心・快適な生活環境 確保
	施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。また、雨水利用システムや中水道システム等の導入により水の循環利用に配慮する。	自然共生 大気や水などの環境 保全及び資源循環
	駐車場の設計に当たっては、電気自動車用充電インフラの整備に配慮するとともに、カーシェアリングの導入の検討に努める。	脱炭素化を見据えた 地球環境保全 大気や水などの環境 保全及び資源循環
施設関連車両計 画	関連車両による排出ガスやエネルギー使用量を低減するため、最新規制適合車や次世代自動車の導入に配慮する。	脱炭素化を見据えた 地球環境保全 大気や水などの環境 保全及び資源循環
	関連車両による大気汚染、騒音・振動等による地域環境への影響を最小するため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握して車両運行計画を立案する。	大気や水などの環境 保全及び資源循環 安心・快適な生活環境 確保
廃棄物処理計画	資源の循環及び廃棄物処理に係るエネルギーの削減のため、廃棄物の発生抑制、再資源化等に配慮し、適切に分別保管できるよう廃棄物保管施設を設計する。	脱炭素化を見据えた 地球環境保全 大気や水などの環境 保全及び資源循環

(3) 工場又は事業所の新設、電気工作物の新設、廃棄物処理施設の新設、浄水施設の新設、下水道終末処理場の新設、研究施設の新設

計画	環境配慮の例	環境影響評価項目
基本構想、 立地・事業規模 等の検討	事業の構想、立地、事業規模等の検討に当たっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう配慮するとともに、大気汚染、騒音振動等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。また、事業による温室効果ガスの排出削減に配慮する。	全体
土地利用計画・ 施設配置計画等	地域の樹林地、生物の生息環境や生態系等、地域の環境特性を十分把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、緑の創出や潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。	自然共生
	歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的・間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。	自然共生
	緑化のコンセプトや将来構想等を明確にして緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。	自然共生
施設整備計画、 設備計画	施設の整備に当たっては、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用、エネルギーの効率的な利用等により、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に配慮する。	脱炭素化を見据えた 地球環境保全
	施設の整備に当たっては、最新の環境保全技術を導入するよう配慮する。	脱炭素化を見据えた 地球環境保全 大気や水などの環境 保全及び資源循環
	建築物や屋外設備の設計に当たっては、周辺環境に調和した景観となるよう配慮する。	自然共生
	施設の選定に当たっては、水温や潮流の変化による周辺海域の生物の生息環境への影響が最小となるよう配慮する。	自然共生
	燃料の貯蔵施設等が周辺環境に危険を及ぼさないように施設の配置、構造及び安全管理に配慮する。	安心、快適な生活環境 確保
	化学物質による大気、水質、土壌等への影響を抑制し、周辺に与えている環境リスクが低減するように、製造、保管、使用、処理等の各段階において、施設の整備及び化学物質の適切な管理に配慮する。	大気や水などの環境 保全及び資源循環 安心、快適な生活環境 確保
	施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。また、雨水利用システムや中水道システム等の導入により水の循環利用に配慮する。	大気や水などの環境 保全及び資源循環

計画	環境配慮の例	環境影響評価項目
施設関連車両計画	関連車両による排出ガスやエネルギー使用量を低減するため、最新規制適合車や次世代自動車の導入に配慮する。	脱炭素化を見据えた地球環境保全大気や水などの環境保全及び資源循環
	関連車両による大気汚染、騒音・振動等による地域環境への影響を最小するため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握して車両運行計画を立案する。	大気や水などの環境保全及び資源循環 安心、快適な生活環境確保
廃棄物処理計画	資源の循環及び廃棄物処理に係るエネルギーの削減のため、廃棄物の発生抑制、再資源化等に配慮する。	脱炭素化を見据えた地球環境保全 大気や水などの環境保全及び資源循環

#### (4) 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良、道路の新設又は車線の増設

計画等	環境配慮の例	環境影響評価項目
基本構想、立地・事業規模等の検討	事業の構想に当たっては、温室効果ガスの排出削減及び地域の環境改善に配慮する。	全体
	路線の設定に当たっては、樹林地や水辺及びこれらが生息環境となって形成されている生態系、歴史的文化的遺産等の環境資源を消失しないよう配慮する。	自然共生
	路線の設定に当たっては、地域分断に配慮する。	安心・快適な生活環境確保
道路整備計画・鉄道整備計画	高架構造の場合は、テレビ受信障害、日照、景観への影響に配慮する。	自然共生 安心・快適な生活環境確保
	地下構造の場合は、地下水の流動阻害、地盤の形状の変化が最小となるよう配慮する。	自然共生 大気や水などの環境保全及び資源循環
	道路、公共交通機関の施設の整備に当たっては、障害者、高齢者等が安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮する。	安心・快適な生活環境確保
	構築物の設計に当たっては、良好な都市景観を形成するよう配慮する。	自然共生
	道路の路線や構造の設定に当たっては、大気汚染、騒音・振動による地域環境への影響や走行する自動車のエネルギー消費量を最小とするため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握し、交差点・車線の改良、バイパス道路の整備等も検討し、交通量の著しい増加や渋滞の抑制に配慮する。	脱炭素化を見据えた地球環境保全 大気や水などの環境保全及び資源循環 安心・快適な生活環境確保

計画等	環境配慮の例	環境影響評価項目
(道路整備計画・鉄道整備計画)	道路の車線の設定に当たっては、バス専用・優先レーンや自転車道の導入に配慮する。	大気や水などの環境保全及び資源循環 安心・快適な生活環境確保
	道路の構造の設定に当たっては、緩衝緑地帯の確保に努め、大気汚染や騒音・振動による影響の防止に寄与するよう配慮する。	大気や水などの環境保全及び資源循環 自然共生
	道路の新設又は車線の増設に当たっては、街路樹緑化を推進することにより良好な景観を創出するよう配慮する。	自然共生
	鉄道の線路等の設定に当たっては、ロングレールや軽量車体の導入、創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーを組み合わせることなどにより、エネルギー消費量の削減に配慮するとともに、騒音・振動による地域環境への影響を最小とするよう配慮する。	脱炭素化を見据えた地球環境保全 大気や水などの環境保全及び資源循環
	車両基地の設定に当たっては、樹林地や水辺及びこれらが生息環境となって形成されている生態系、歴史的文化的遺産等の保全に配慮するとともに、生物の生息環境の回復や潤いのある空間の創出に配慮する。	自然共生 安心・快適な生活環境確保
	駅舎の設置に当たっては、公共交通機関とのアクセスを向上させるとともに、業務車両や送迎車等の集中に伴う交通混雑や排出ガスの発生に配慮する。	大気や水などの環境保全及び資源循環 安心・快適な生活環境確保
	駅舎の設置に当たっては、地域の状況に応じて適切な駐輪場を整備することにより、安全で良好な空間を創出するよう配慮する。	安心・快適な生活環境確保

## 2 環境配慮項目に関する措置の例

環境配慮項目に関する措置について、準備書に記載された措置等を参考にし、環境配慮項目ごとに措置の例として取りまとめました。

有害化学物質	
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況施設の解体前に、施設内の有害化学物質、重金属類等の調査を実施し、汚染の実態を把握する。</li> <li>・現況施設の解体工事にあたっては、有害な化学物質の飛散、流出がないよう法令等に基づき適切に実施する。</li> </ul>
供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピットの壁面・床面は、水密製コンクリート等を使用し、ピット内の水に含まれる有害な化学物質の地下浸透を防止する。</li> <li>・リンを含まない脱脂剤や鉛を含まない下塗塗料等、有害化学物質含有が少ない材料を採用する。</li> <li>・VOC(揮発性有機化合物=溶剤)排出量の削減をする。(溶剤含有量の少ない上塗塗料の採用、塗料の使用効率改善による使用量削減、洗浄シンナーの使用量削減&amp;リサイクル拡大、乾燥炉の排気処理装置による VOC 排出の削減)</li> <li>・化学物質等に対して、関係法令を遵守することはもとより、その排出量・移動量を把握し、適正に取扱いを管理するシステムを活用して万全な安全管理を行う。</li> <li>・農地等で使用する農薬は、農薬使用基準を遵守するだけでなく、できる限り必要最小限の使用にとどめる。</li> <li>・農薬等の化学物質は、保管庫を設け散逸や漏洩のないよう管理する。</li> </ul>
放射性物質	
供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピューター断層装置 (CT スキャン) は「医療法」に基づき管理区域を遮蔽し、定期的に漏洩線量を測定したうえ、同法で定められた基準値以下であることを監視して管理を行う。</li> <li>・X線を用いる異物検知器については、ステンレス製のカバーや鉛ののれんを設置する等、労働安全衛生法に基づく適切な管理を行う。</li> </ul>
電磁波・電磁界	
供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁波発生が少ない設備機器の導入に配慮する。</li> <li>・人体に与える影響が大きい電磁波を発生する機器は、関係法令に基づき管理を徹底するとともに、専用の施設内で使用し、外部への漏洩がないよう配慮する。</li> <li>・現在、地上にある電磁波を発生する機器を有する施設の大半を地下化する。</li> </ul>
光害	
供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明機器の選定、設置位置と空間への光の配分を適切に行い、照明の目的・効果が効率的に達成されるとともに、照明による周辺環境への影響の低減を図る。</li> <li>・照明器具の選定、配置は、照明施設から周辺や天空に漏れる光が最小になるよう計画する。</li> <li>・周辺地域への光害に配慮して敷地境界付近に設置する照明等は、敷地外や上空へ不必要な照射を与えないよう照射角度等に配慮する。</li> <li>・照明施設は適切に配置すると共に、遮光板の設置、昆虫の誘引性が低い波長の照明(高圧ナトリウムランプ)の採用をすることにより、光害の低減を図る。</li> <li>・重点的に植栽を行うことにより、住宅地域への車両の照明をできるだけ遮蔽する。</li> <li>・広告塔、看板、駐車場内の照明は、閉店後速やかに消灯する。</li> <li>・商業施設の閉店後の照明は最小限にする。</li> </ul>



<b>地震時等の災害</b>	
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時等の災害を想定した防災管理体制や防災資機材を整備するとともに、作業員の教育や防災訓練等を実施する。</li> </ul>
供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画建築物は計画地の地盤に適した杭基礎構造とするなど、建物の耐震性に十分配慮した構造設計とする。</li> <li>地震等の災害時の避難場所を確保するよう配慮する。</li> <li>地震等の災害時に備えて、非常用発電設備を設置し、常時、防災物資を備蓄する。</li> <li>大規模災害時における避難場所、救援物資の提供を積極的に行う。</li> <li>災害の未然防止を目的として組織された安全衛生管理組織、防火管理組織を維持し、必要に応じて見直しを図る。</li> <li>防災マニュアルの作成や防災訓練などを通じて、災害に対する意識を高め、災害時対応が円滑に行えるよう準備・訓練する。</li> <li>地震時等の災害を想定した避難誘導等の防災管理体制や防災資機材を整備するとともに、防災訓練等を実施する。</li> </ul>
<b>生物多様性</b>	
供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土樹種に配慮した多層構造の樹林を配置した緑地やビオトープの創出など、生物の生息環境を創出する。</li> <li>生物多様性に配慮した持続可能な原材料を調達する。</li> <li>コンテナやパレットに付着する生物や種子の管理など、地域の生態系に配慮した輸送を行う。</li> </ul>
<b>地球温暖化対策</b>	
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用する。</li> <li>建設機械及び工事用車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>施工計画や施工方法等を十分に検討し、建設機械や工事用車両の集中稼働を避け、効率的な使用に努め、温室効果ガスの排出を低減する。</li> <li>建設機械及び工事用車両は、アイドリングストップ等のエコドライブ・省エネ機械操作を徹底するため、運転者への指導を実施する。</li> <li>工事用車両については、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を要請する。</li> <li>空調機等の解体にあたっては、冷媒(代替フロン)を回収し、大気中への拡散を防ぐ。</li> </ul>
供用時	地球環境（温室効果ガス）の環境保全のための措置の例（環境影響評価等技術指針 p 51）を参照。

気候変動の影響への適応	
供用時	<p>○治水・水害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨による浸水対策や豪雨時に工場等敷地外への雨水の流出を防止する対策を行う。</li> <li>・豪雨対策として法面改修を行う。</li> </ul> <p>○暑熱対策（ヒートアイランド対策を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスウール等断熱性能に優れた部材の採用等により、建築物の断熱性能の向上に配慮し、人工排熱を抑制する。</li> <li>・地中熱利用ヒートポンプ空調を採用することにより、大気への排熱を抑制する。</li> <li>・発電と同時に排熱を利用するコージェネレーションを採用し、排熱を抑制する。</li> <li>・壁面・窓面の再帰反射化による反射日射の抑制、設備機器の省エネルギー化等による排熱の抑制、排熱位置の工夫等、暑熱対策を効果的に組み合わせる。</li> <li>・建築物の屋上緑化や壁面緑化を実施する。</li> <li>・可能な限りの緑化地の確保、雨水浸透ますの設置及び透水性舗装等により、地表面の温度上昇の抑制に配慮する。</li> <li>・歩行者路の保水性舗装、車路の遮熱舗装、グラスパーキング（芝生化駐車場）等により、地表面の温度上昇の抑制に配慮する。</li> <li>・人が集まる場所や歩行空間等において、緑化等の地表面対策や日除け、微細ミスト等の暑熱対策を組み合わせ設置する。</li> <li>・熱中症など従業員等の健康に関する影響に配慮する。</li> <li>・道路には、道路交通機能に支障のない位置に植栽を設置し、街路樹等による緑化を行う。</li> </ul>
酸性雨	
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働、工事用車両の走行に関して、排出ガス対策型建設機械や最新排出ガス規制適合車両の採用に配慮する。</li> <li>・施工計画を十分に検討し、建設機械や工事用車両の効率的な使用に努め、窒素酸化物排出量及びエネルギー消費量を削減する。</li> </ul>
供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の排出ガス処理設備の設置などにより、環境関係法令より厳しい自主基準を遵守し、酸性雨原因物質の排出削減に配慮する。</li> <li>・硫黄分を含まない LNG を発電用燃料として使用するとともに、高性能の予混合型低 NO<sub>x</sub> 燃焼器の採用や排煙脱硝装置の設置により、硫黄酸化物や窒素酸化物などの酸性雨発生原因物質の排出抑制を図る。</li> </ul>
資源	
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の形成に配慮し、資材、建設機械及び工法等の採用において「グリーン購入」を可能な限り導入する。</li> <li>・建設資材は、建設廃材を再生したコンクリート再生砕石や、スラグ等から再生された路盤材等の再生品を可能な限り使用する。</li> <li>・型枠材は、繰り返し使用できる型枠を使用するなど、材料や工法に配慮する。</li> <li>・建設資材等の搬入に当たっては、梱包を必要最低限とする。</li> </ul>

<p>供 用 時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の高い構造、耐久性の高い素材の採用により、建物の長寿命化を図り、リニューアルしやすい構造の採用等により、資源の消費を低減し有効利用を促進する。</li> <li>・建築設計に際しては、ステンレス管等の採用により長寿命化を図り、リサイクルしやすい構造の採用に配慮する。</li> <li>・節水型トイレ等の節水型設備機器を使用し、水資源消費の低減を図る。</li> <li>・商品搬入時には過剰包装等を控え、省資源化を図る。</li> <li>・部品運搬箱の通い箱化など、繰り返し使用するよう配慮する。</li> <li>・供用時に必要な材料や事務用品等の調達に当たってはグリーン購入法の趣旨を踏まえた上で、環境負荷低減に資する再生品等の調達を推進する。</li> <li>・植生管理の産物として発生した間伐材は、椎茸のほだ木、ペレット化し燃料等に活用する。</li> <li>・作物残渣は、家畜の飼料や堆肥化するなど資源として活用する。</li> <li>・街路樹等による緑化や、歩道部の透水性舗装の設置を検討し、地下水資源の保全を図る。</li> <li>・雨水を貯留し、緑地や場内への散水等に有効利用する。</li> </ul>
----------------------	---



川崎市環境影響評価等技術指針  
資料編

発行 川崎市  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地

編集 環境局環境対策部環境評価課

電話 044-200-2156

FAX 044-200-3921